

第2期  
秩父市子ども・子育て  
支援事業計画





## ごあいさつ

秩父市では、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、「秩父市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から令和元年度）を策定し、その計画に沿って様々な子育て支援を実施してまいりました。

このたび、この計画が令和元年度で終了するため、その後継として令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「秩父市次世代育成支援地域行動計画」を包含し、また、計画の中に「子どもの貧困対策」についても盛り込む等、さらに充実した子育て支援を展開していくこととしております。

現在、秩父市では子育て支援策として、こども医療費の支給年齢拡大や乳児おむつ購入費助成などを実施しております。また、令和元年10月から「幼児教育・保育無償化制度」が始まり、幼児期における教育・保育の量の拡充や質の向上を進めております。今後も、子育て世代の需要の把握に努め、子どもたちや保護者の方が、秩父市の文化伝統を重んじつつ、子育てがしやすいと感じられるまちづくりや事業を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本事業計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「秩父市児童福祉審議会」委員の皆さまをはじめ、子育てに関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまや関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月



秩父市長 久喜 邦康

明日の笑顔は世代をこえて！

「子育て支援・元気長寿のまち」宣言

誰もが子どもを安心して生み育て、子どもたちが夢をはぐくむことのできる地域社会の実現と、住み慣れた地域で楽しく、元気に、安心して住み続けられるまちを実現することが私たちの願いです。

私たちは、あふれる愛とやさしさを胸にすべての世代が手をつなぎ、「助けあい 温もりのまち ちちぶ」をつくるために「子育て支援・元気長寿のまち」を宣言します。

1 私たちは、楽しく子育てができ、子どもの成長を喜び、子どもたちが夢をはぐくむことのできる地域社会の実現に向け、子育てを支援します。

1 私たちは、高齢者がいきがいを持ち、笑顔で優しさを胸にいつまでも活躍できる、元気いっぱいの明るいまちをつくりまします。

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
(1) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施	3
(2) 秩父市児童福祉審議会の開催	3
(3) パブリックコメントの実施	3
第2章 秩父市の状況	4
1 人口・世帯	4
(1) 人口の推移	4
(2) 人口構成の推移	4
(3) 出生率の推移	5
(4) 合計特殊出生率の推移	5
2 女性の労働力・婚姻の状況	6
(1) 女性の労働力率の推移	6
(2) 未婚率の推移	7
3 ひとり親家庭の状況	7
4 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学童保育室などの状況	8
(1) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況	8
(2) 学童保育室（公立）及び学童クラブ（民間）の状況	8
5 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果からわかる状況	9
(1) 保護者の就労状況	9
(2) 平日における教育・保育事業の利用状況と利用意向	10
(3) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中における教育・保育事業の利用意向	11
(4) 平日における放課後の過ごし方	12
(5) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中における学童保育室の利用意向	13
第3章 第1期計画の進捗状況	14
1 教育・保育の提供体制の進捗状況	14
2 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	15

第4章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本的視点	19
3 基本目標	20
4 事業の体系	21
第5章 事業の展開	22
1 子ども、親、それぞれの成長の支援	22
(1) 子どもの自立支援	22
(2) 「親育ち」への支援	25
2 子育てを楽しめる家庭づくり	26
(1) 子育てを楽しめるための支援	26
(2) 子育て家庭への支援の充実	28
(3) 母子保健施策の充実	30
3 学校を核とした地域における教育の推進	34
(1) 学校教育等の充実	34
(2) 信頼される学校づくりの推進	38
4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動	40
(1) 総合支援体制の整備	40
(2) 子育て支援のネットワークづくりと充実	44
(3) 子どもにやさしい生活環境づくり	48
(4) 地域保健医療の連携と促進	55
5 子育てに配慮した労働環境の整備	57
(1) 仕事と子育ての両立	57
(2) 子育て支援サービスの充実	59
第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策	63
1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載	63
2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策	64
3 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方	67
4 計画の推進方策	67
第7章 計画の推進体制と進捗管理	76
1 計画の推進体制	76
2 計画の進捗管理	76
資料編	77
1 秩父市児童福祉審議会の開催経過	77
2 秩父市児童福祉審議会条例	78
3 秩父市児童福祉審議会委員名簿	80

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、急速な少子化の進行や、核家族化などを背景に、都市部を中心に待機児童問題の深刻化、子育ての孤立感や不安・負担感の増加など、子育てを取り巻く環境はより複雑多様化しています。

国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、人口推計の出発点である平成 27 年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば 1 億 2,709 万人であり、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入ります。令和 22(2040)年の 1 億 1,092 万人を経て、令和 35(2053)年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、令和 47(2065)年には 8,808 万人になるものと推計されます。出生数（日本人）は昭和 48 年の 209 万人から平成 27 年の 101 万人まで減少してきた結果、年少（0～14 歳）人口（外国人を含む総人口）も 1980 年代初めの 2,700 万人規模から平成 27 年国勢調査の 1,595 万人まで減少し、年少人口は令和 3(2021)年に 1,400 万人台へと減少し、その後も減少が続き、令和 38(2056)年には 1,000 万人を割り、令和 47(2065)年には 898 万人の規模になるものと推計されます。

国においては、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てのしやすい社会を目指すため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法が成立しました。これに基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、①質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指していくこととされています。

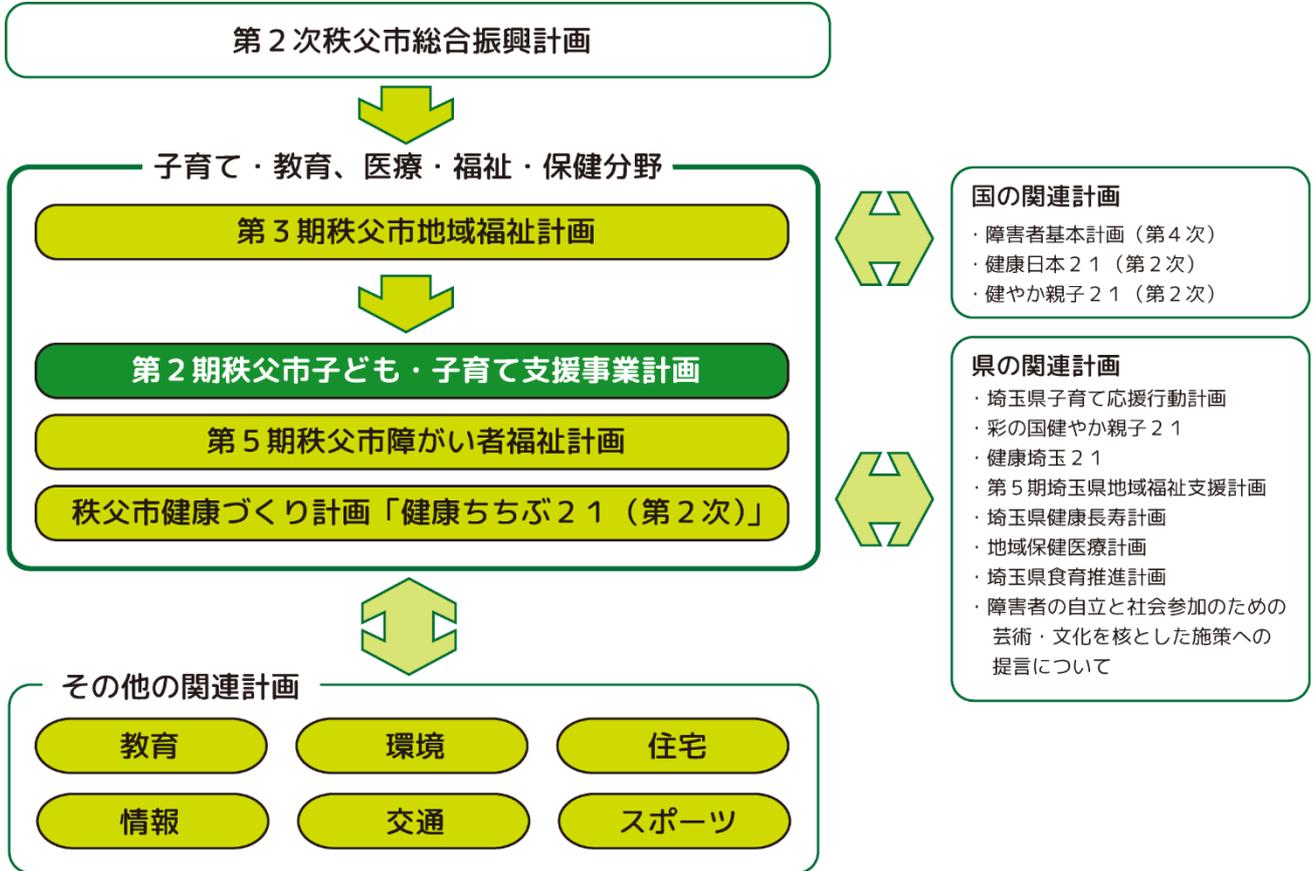
また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることを求めています。次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和 7 年 3 月 31 日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進されます。

秩父市（以下「本市」という。）においては、平成 22 年 3 月に「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちのきプラン（後期計画）」、平成 27 年 3 月に「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、目標像（社会像）を「みんなで子育て・子育てを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を掲げ、5 つの基本目標達成に向けた子どもの教育・保育、子育て支援に取り組んできました。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に答えていくために「第 2 期秩父市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第2次秩父市総合振興計画（平成28年度～令和7年度）」を上位計画とした保健医療福祉分野の部門別計画として位置付けます。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



## 4 計画の対象

すべての子どもとその家庭、事業者、行政など、すべての個人及び団体を計画の対象とします。

## 5 計画の策定体制

アンケート調査の実施、児童福祉審議会の開催及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

### (1) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施

平成 30 年度に、幼稚園・保育所（園）、認定こども園、学童保育室などの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望を把握することを目的として、市民に対しアンケート調査を実施しました。

### (2) 秩父市児童福祉審議会の開催

学識経験者、教育・保育関係者、公募市民等から構成される「秩父市児童福祉審議会」において、計画内容について検討を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

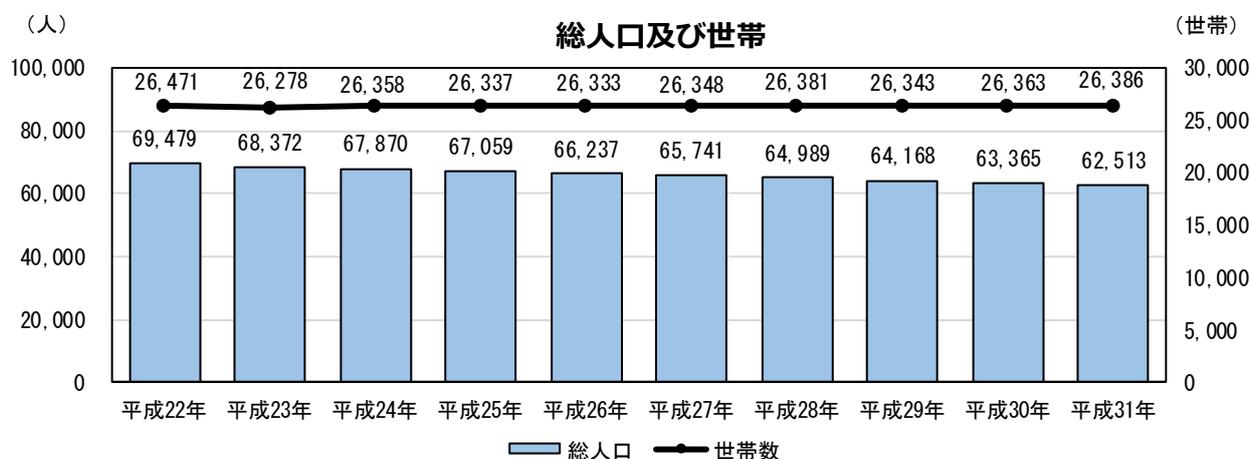
計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

# 第2章 秩父市の状況

## 1 人口・世帯

### (1) 人口の推移

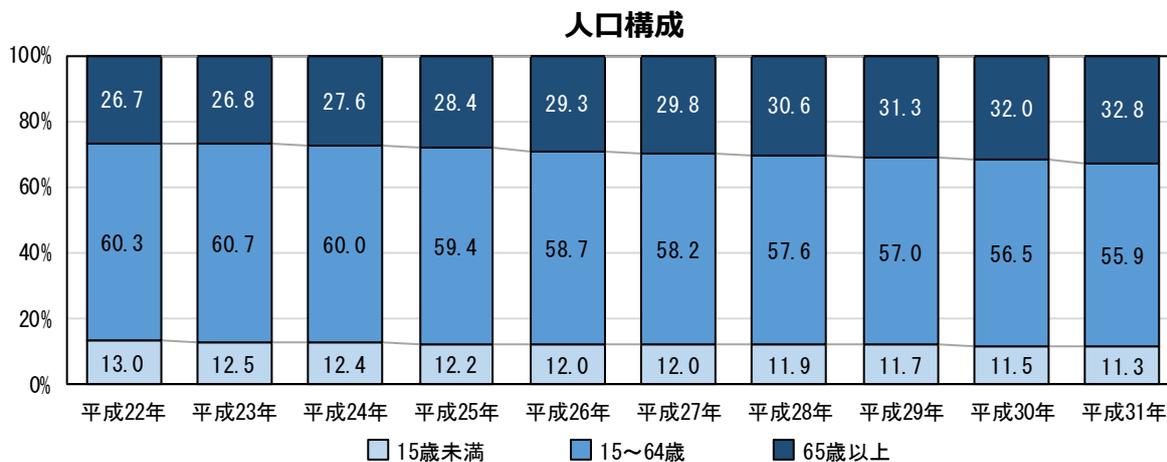
本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で62,513人となり、平成22年と比較して6,966人減少していますが、世帯数は増減を繰り返しており、平成31年4月1日現在で26,386世帯となり、平成22年と比較して85世帯減少しています。



出典：秩父市市民課（各年4月1日現在）

### (2) 人口構成の推移

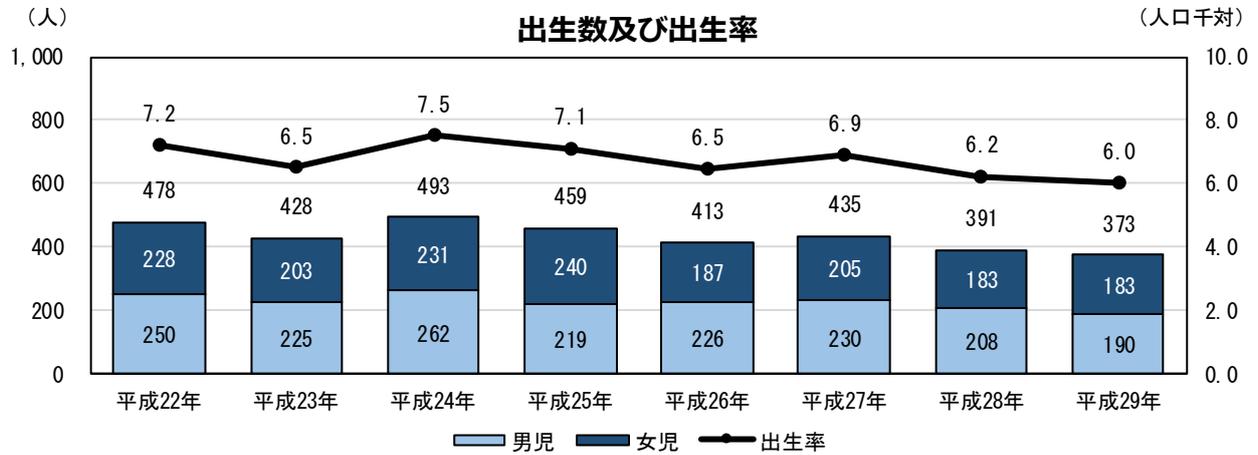
人口構成をみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15歳～64歳の人口が減少しています。15歳未満の年少人口では、平成31年4月1日現在で11.3%となり、平成22年と比較して1.7ポイント減少しています。



出典：秩父市市民課（各年4月1日現在）

### (3) 出生率の推移

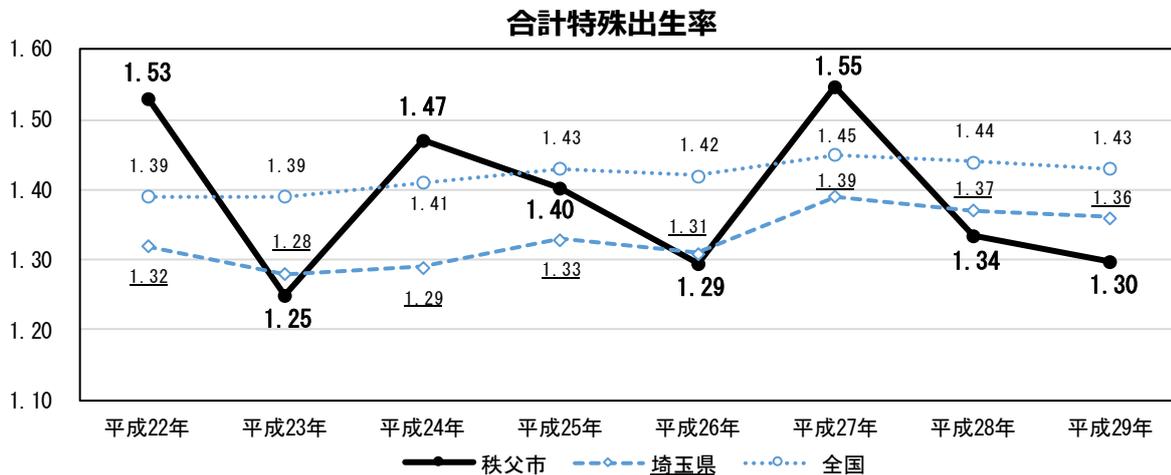
本市における出生数及び出生率は増減を繰り返しており、平成29年で出生数は373人（男児：190人、女児：183人）、出生率が6.0（人口千対）となっています。



出典：埼玉県ホームページ「埼玉県の人口動態概況」

### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。）をみると、埼玉県・全国と比較して経年的に増減がみられますが、平成29年で1.30となっています。



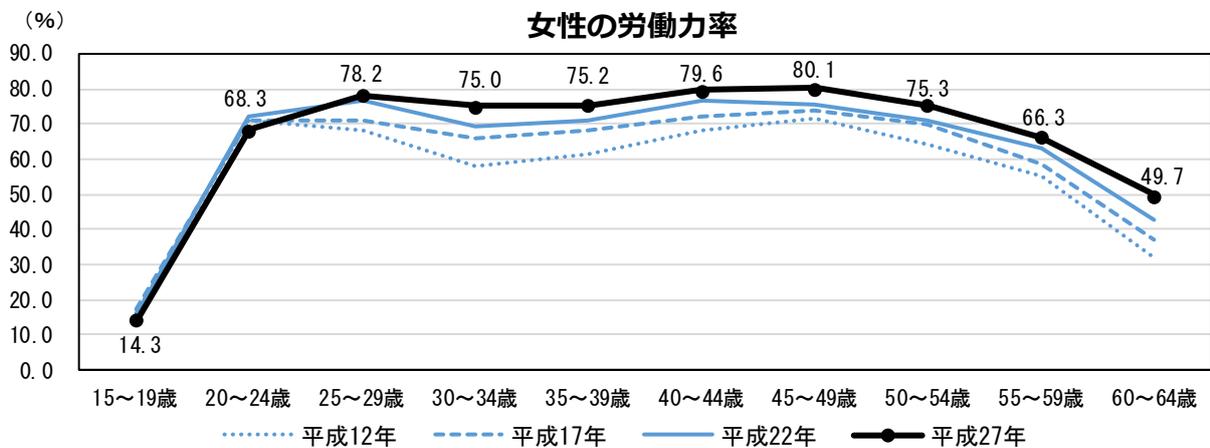
出典：埼玉県ホームページ「埼玉県の人口動態概況」

## 2 女性の労働力・婚姻の状況

### (1) 女性の労働力率の推移

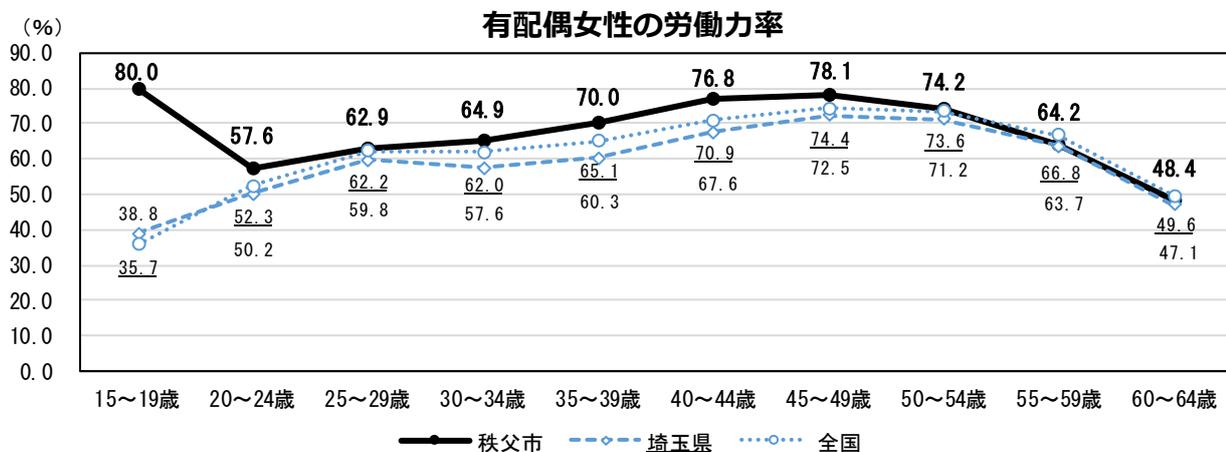
わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

本市の女性の労働力率について、5歳階級別に平成12年と平成27年を比較すると、特に20歳から34歳にかけてのカーブが緩やかになっており、20歳代後半から30歳代の女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。



出典：総務省「国勢調査」

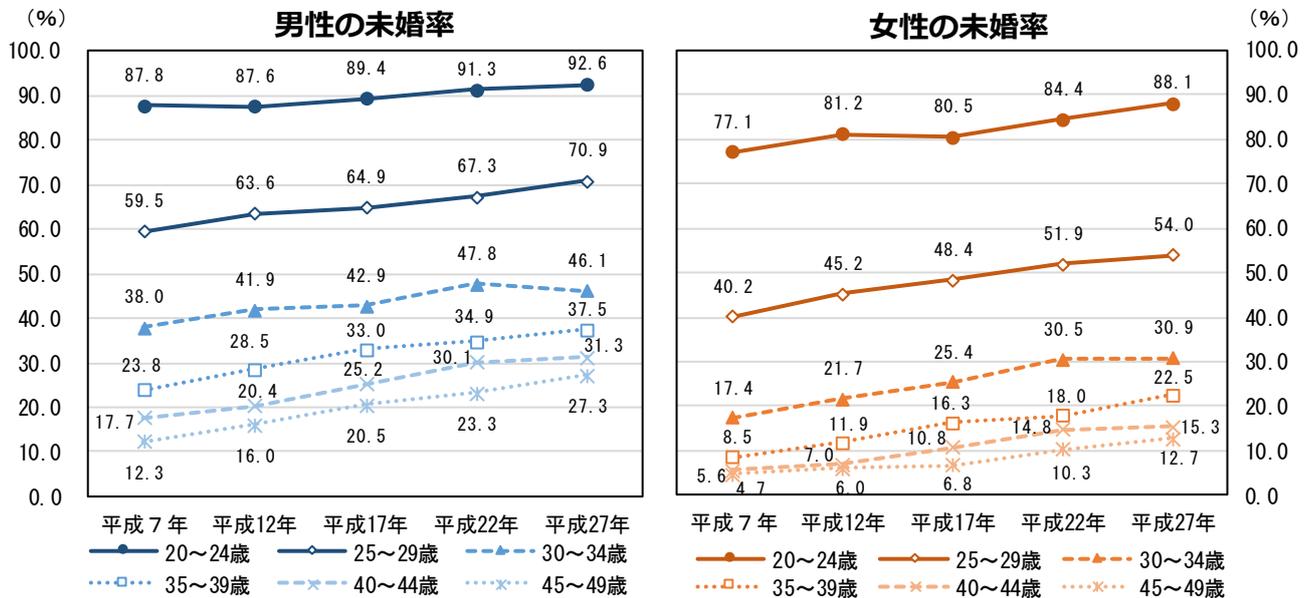
また、本市の有配偶女性（配偶者のいる女性）の労働力率は、埼玉県及び全国と比較して高い傾向にあります。



出典：総務省「国勢調査」（平成27年）

## (2) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男女別に 20 歳から 44 歳までの未婚率を 5 歳ごとの階級に分けてみると、30～34 歳男性は平成 22 年以降減少傾向に転じていますが、それ以外のすべての年齢において男女とも未婚率は上昇しており、未婚化が進行していることが分かります。

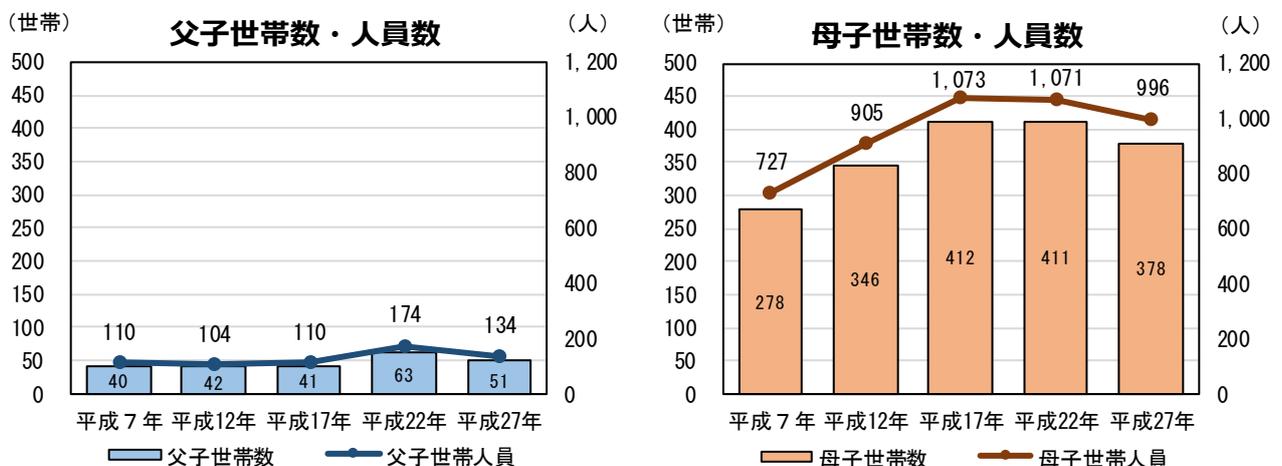


出典：総務省「国勢調査」

## 3 ひとり親家庭の状況

父子世帯数は、平成 27 年で 51 世帯となり、平成 7 年と比較して 11 世帯増加しており、父子世帯人員数は、平成 27 年で 134 人となり、平成 7 年と比較して 24 人増加しています。

また、母子世帯数は、平成 27 年で 378 世帯となり、平成 7 年と比較して 100 世帯増加しており、母子世帯人員数は、平成 27 年で 996 人となり、平成 7 年と比較して 269 人となっています。



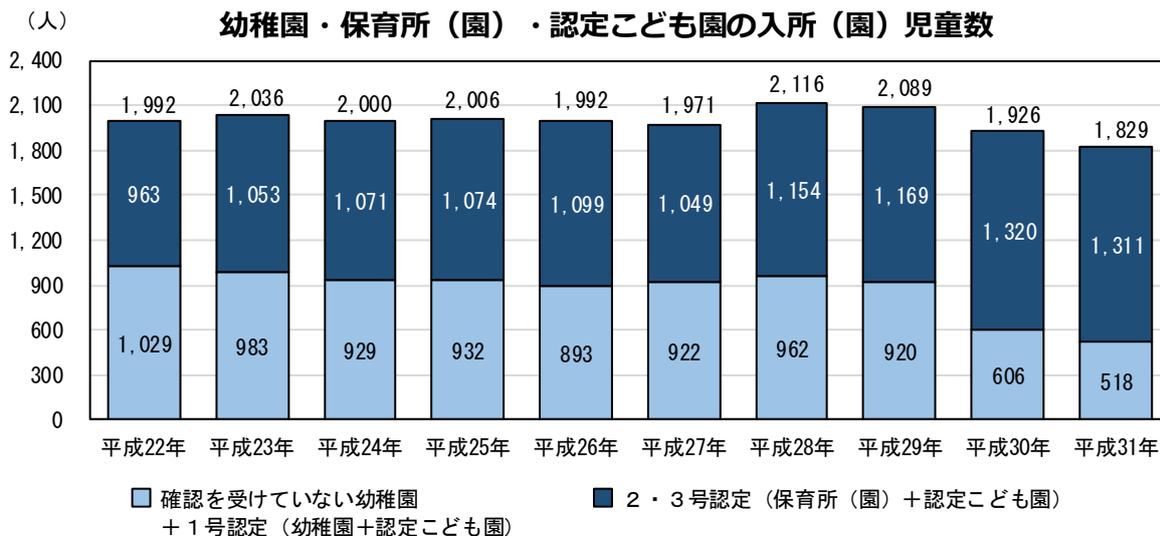
出典：総務省「国勢調査」

## 4 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学童保育室などの状況

### (1) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況

入所（園）児童数は増減を繰り返していましたが、平成28年以降は減少傾向で推移しており、平成31年で1,829人（1号認定：518人、2・3号認定：1,311人）となっています。

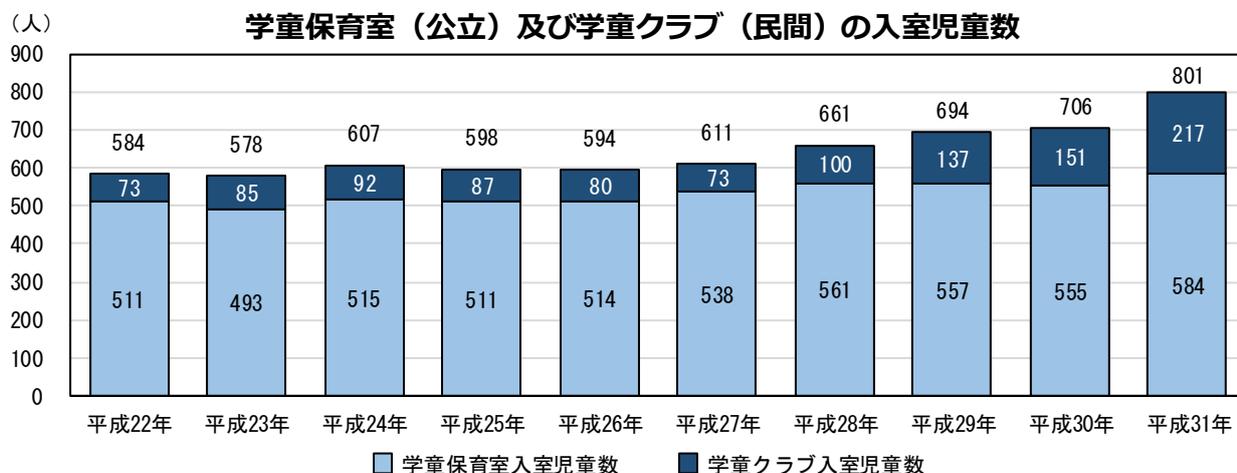
なお、平成30年度に私立幼稚園3園が認定こども園に移行したため、2号・3号認定が増えて、私立幼稚園と認定こども園の1号認定が減少しています。



出典：秩父市こども課

### (2) 学童保育室（公立）及び学童クラブ（民間）の状況

学童保育室（公立）及び学童クラブ（民間）の入室児童数は増加傾向で推移しており、平成31年で、学童保育室（公立）が584人、学童クラブ（民間）が217人となっています。



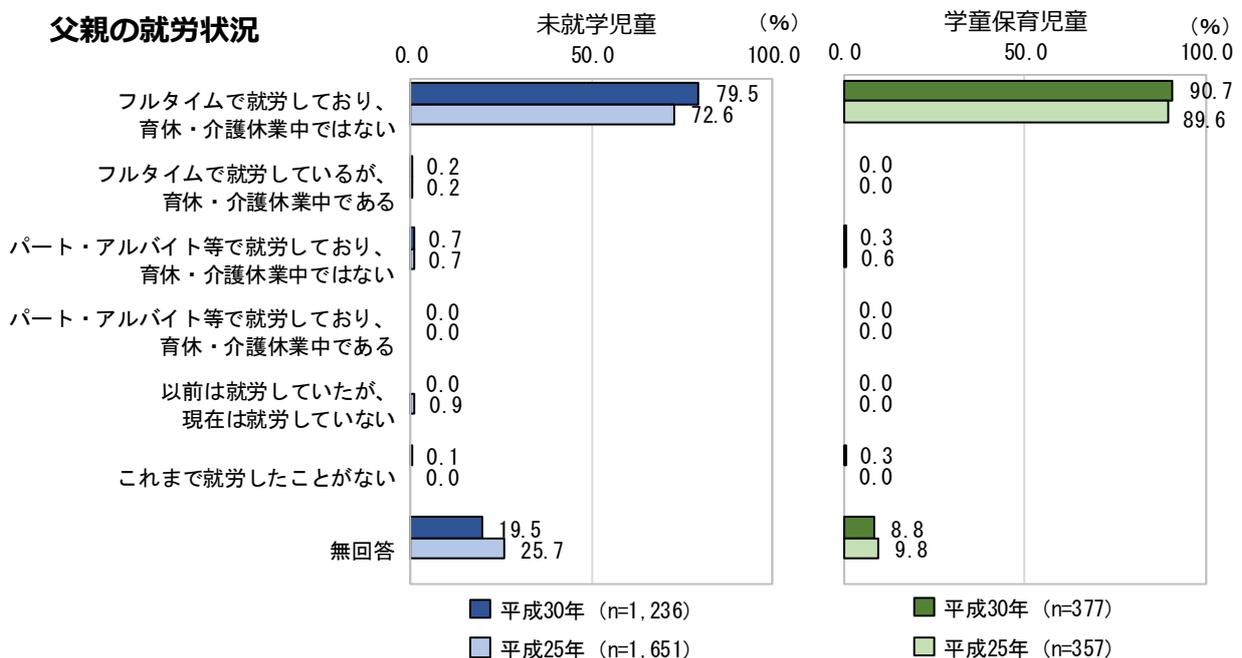
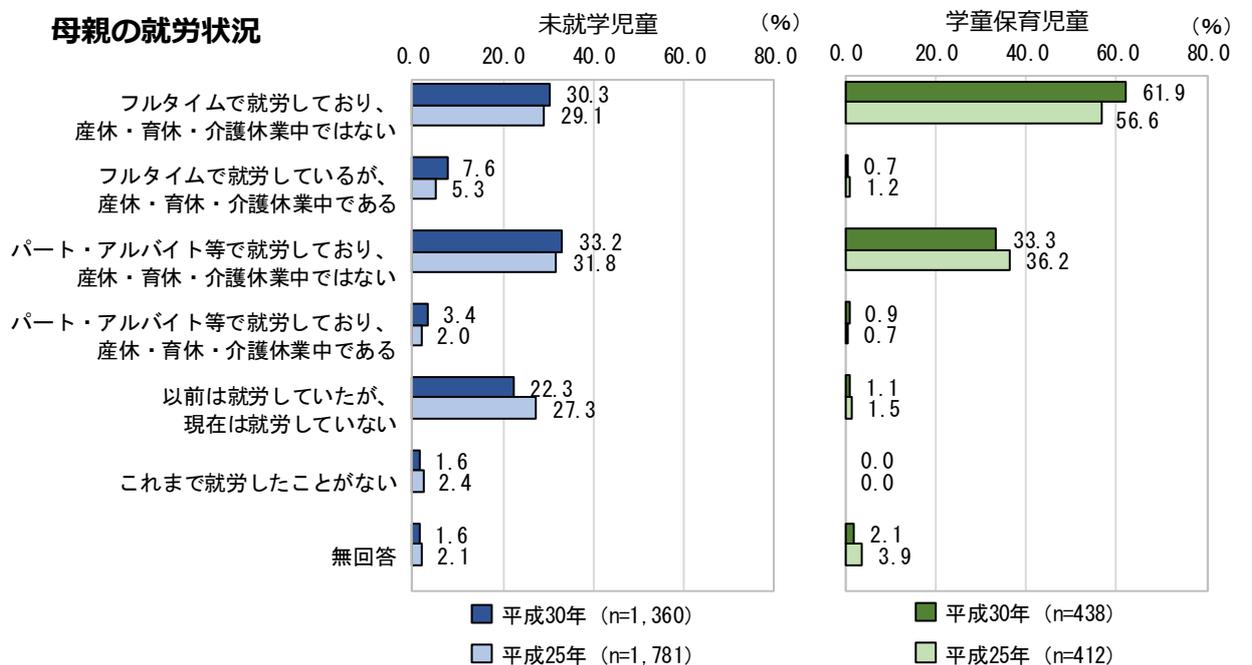
出典：秩父市学校教育課

## 5 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果からわかる状況

### (1) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、未就学児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く 33.2%、学童保育児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く 61.9%となっています。平成25年と比較すると、未就学児童では「フルタイム及びパート・アルバイト等で就労している」が増加し、学童保育児童では「フルタイムで就労している」が増加しています。

また、父親の就労状況は、未就学児童及び学童保育児童ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、未就学児童が 97.5%、学童保育児童が 90.7%となっています。

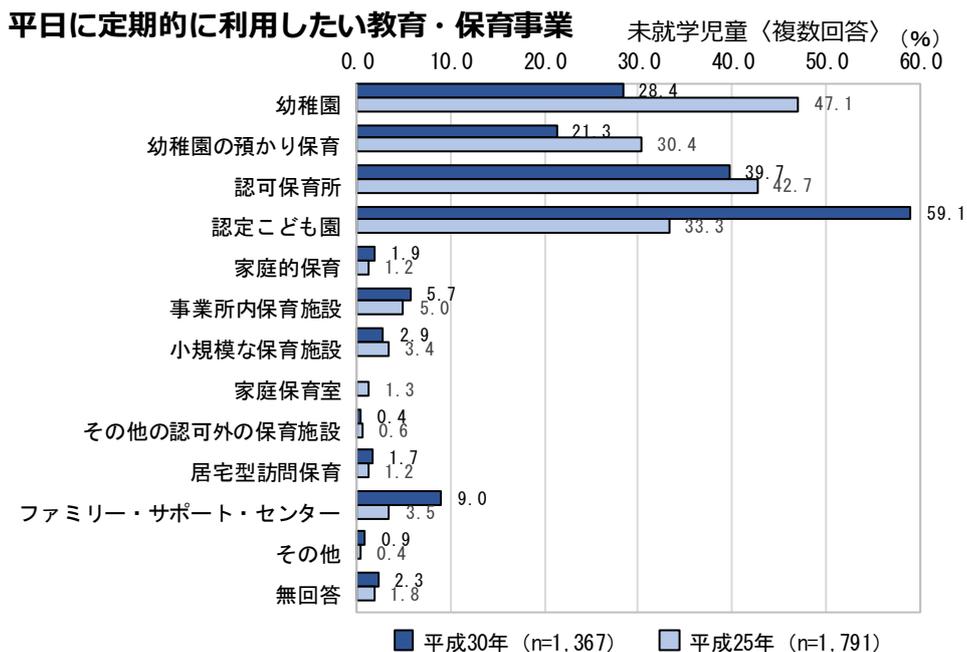
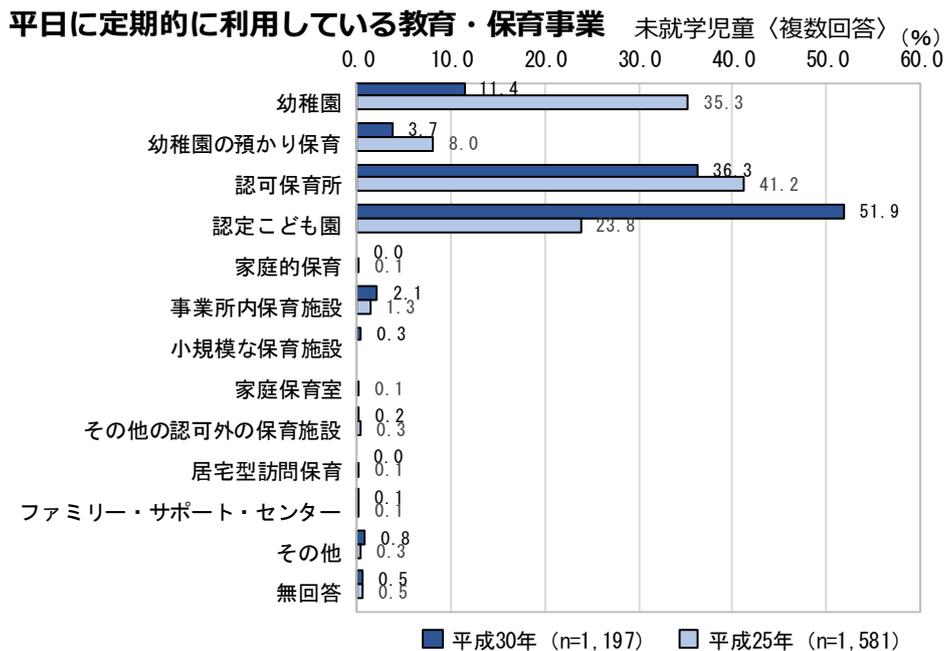


## (2) 平日における教育・保育事業の利用状況と利用意向

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が最も多く 51.9%、次いで「認可保育所」が 36.3%、「幼稚園」が 11.4%となっています。

また、平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が最も多く 59.1%、次いで「認可保育所」が 39.7%、「幼稚園」が 28.4%となっています。

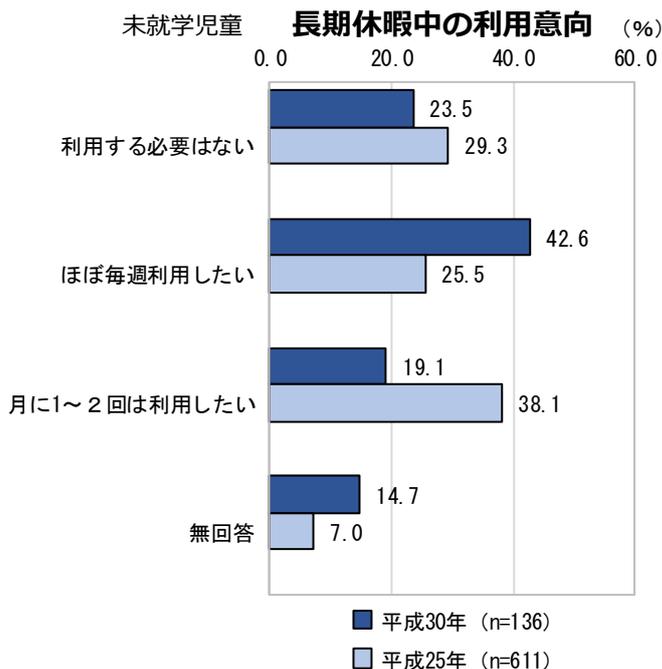
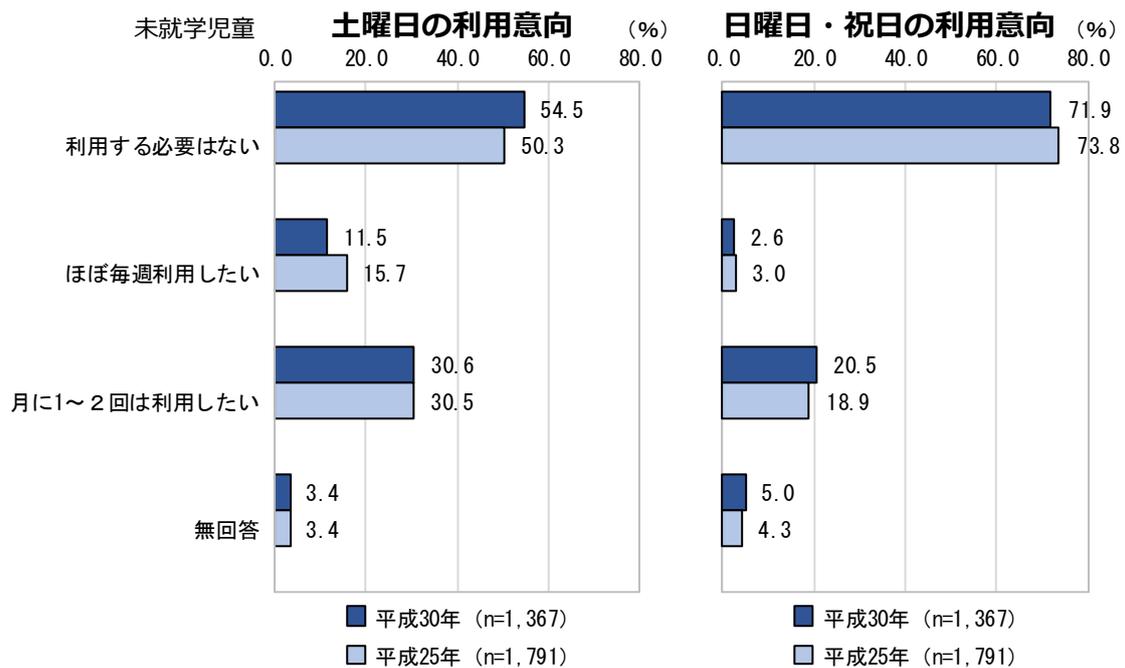
平成 25 年と比較すると、平日に定期的に利用している教育・保育事業で 28.1 ポイントの増加、平日に定期的に利用したい教育・保育事業で 25.8 ポイントの増加となっています。



### (3) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中における教育・保育事業の利用意向

土曜日及び日曜日・祝日における教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が最も多く、土曜日が54.5%、日曜日・祝日が71.9%となっています。

また、長期休暇中における教育・保育事業の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」が最も多く42.6%、次いで「利用する必要はない」が23.5%、「月に1～2回は利用したい」が19.1%となっており、平成25年と比較すると、「ほぼ毎週利用したい」が17.1ポイントの増加となっており、長期休暇中における教育・保育事業のニーズが高くなっていることがわかります。

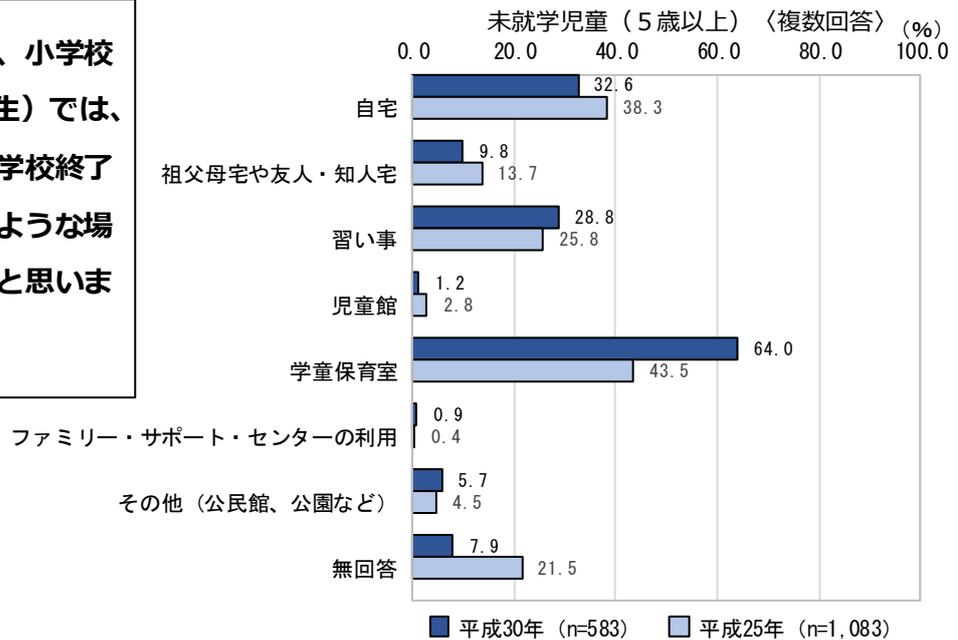


## (4) 平日における放課後の過ごし方

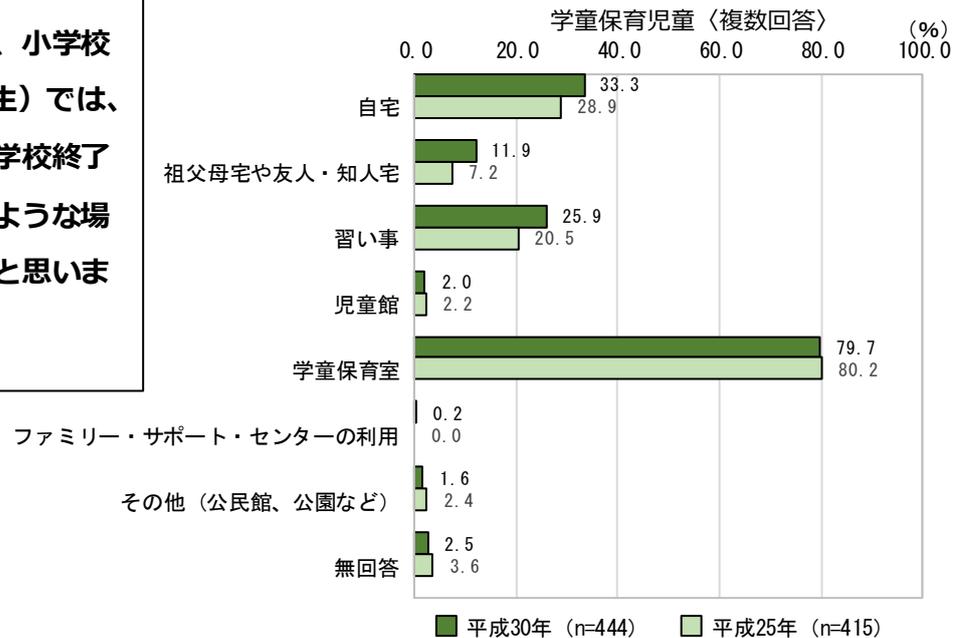
保護者が希望する平日における低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方は、「学童保育室」が最も多く64.0%、次いで「自宅」が32.6%、「習い事」が28.8%で、平成25年と比較すると、「学童保育室」が20.5ポイントの増加となっており、低学年における学童保育室のニーズが高くなっていることがわかります。

また、保護者が希望する平日における高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方は、「学童保育室」が最も多く79.7%、次いで「自宅」が33.3%、「習い事」が25.9%となっています。

お子さんについて、小学校  
低学年（1～3年生）では、  
放課後（平日の小学校終了  
後）の時間をどのような場  
所で過ごさせたいと思いま  
すか。



お子さんについて、小学校  
高学年（4～6年生）では、  
放課後（平日の小学校終了  
後）の時間をどのような場  
所で過ごさせたいと思いま  
すか。

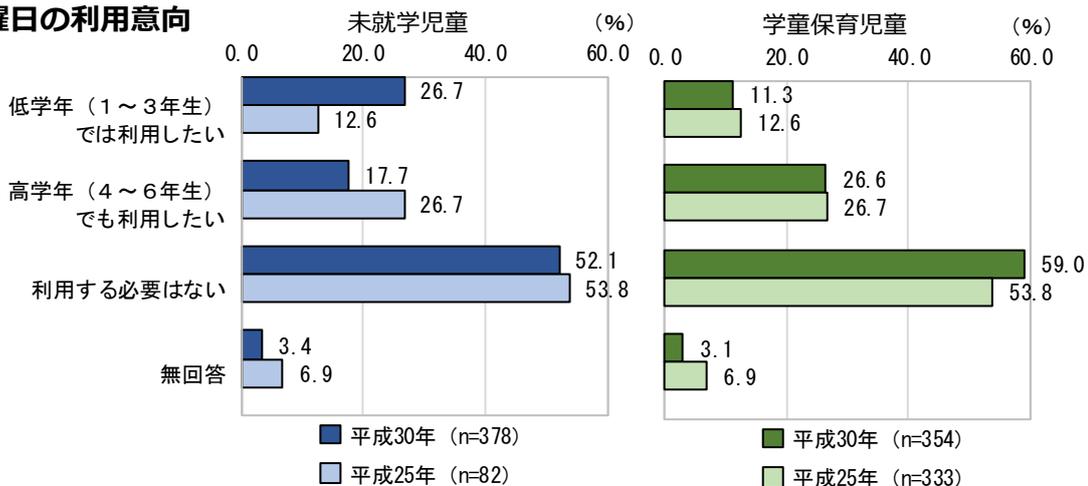


## (5) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中における学童保育室の利用意向

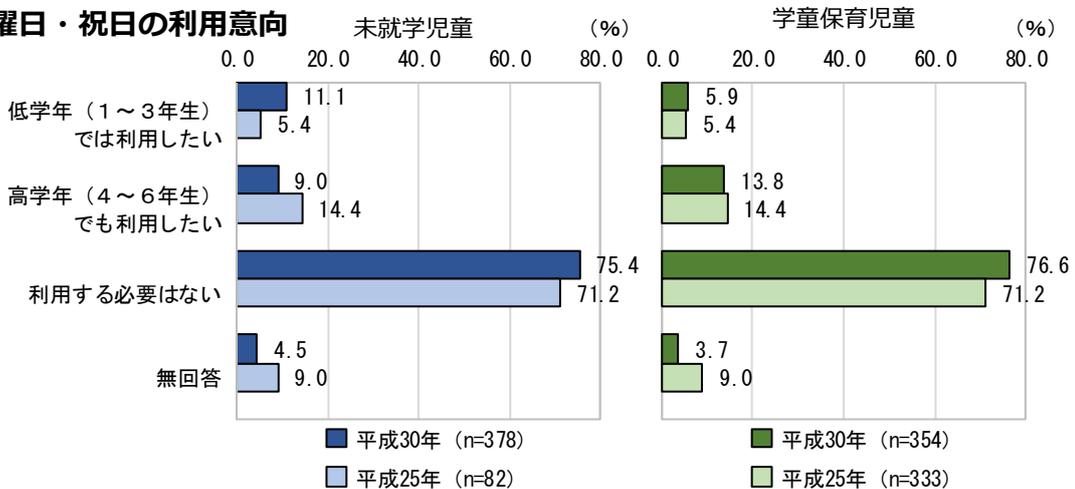
土曜日及び日曜日・祝日における学童保育室の利用意向は、「利用する必要はない」が最も多く、土曜日が、未就学児童で52.1%、学童保育児童で59.0%、日曜日・祝日が、未就学児童で75.4%、学童保育児童で76.6%となっています。

また、長期休暇中における学童保育室の利用意向は、「高学年（4～6年生）でも利用したい」が最も多く、未就学児童で36.5%、学童保育児童で72.3%と、平成25年と比較すると、未就学児童の「高学年（4～6年生）でも利用したい」が38.2ポイントの減少となっており、長期休暇中における学童保育室のニーズは高いものの、高学年については減少傾向にあることがわかります。

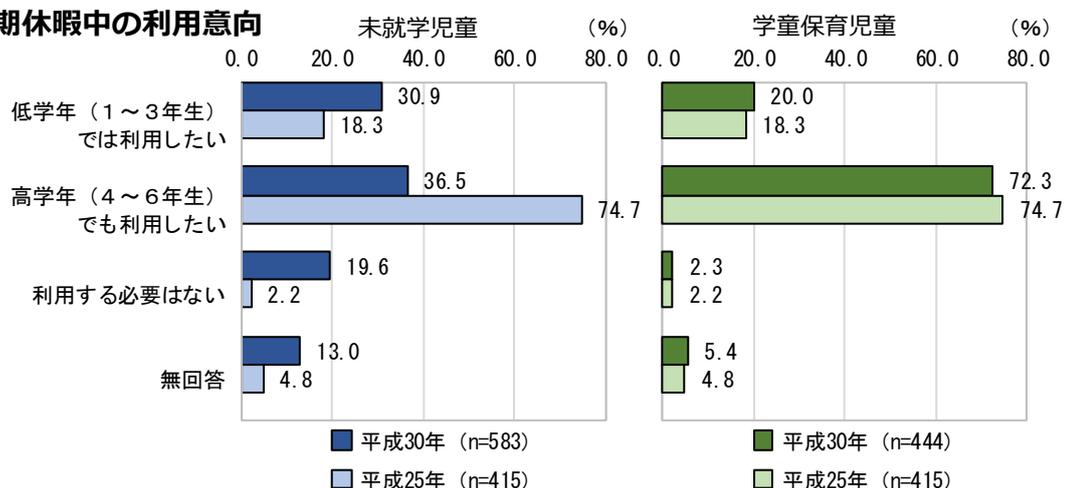
### 土曜日の利用意向



### 日曜日・祝日の利用意向



### 長期休暇中の利用意向



# 第3章 第1期計画の進捗状況

平成27年3月に策定した「秩父市子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

## 1 教育・保育の提供体制の進捗状況

認定・年齢	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 3～5歳	①量の見込み	人	1,379	1,335	979	650	635
	②確保方策	人	1,685	1,685	1,607	1,246	796
	③実績	人	1,685	1,607	1,607	1,252	1,132
	③-①不足人員	人	306	272	628	602	497
2号認定 3～5歳	①量の見込み	人	584	597	853	891	895
	②確保方策	人	637	669	679	826	895
	③実績	人	637	728	679	817	817
	③-①不足人員	人	53	131	▲174	▲74	▲78
3号認定 0歳	①量の見込み	人	132	130	150	150	150
	②確保方策	人	113	122	123	132	150
	③実績	人	114	123	123	132	133
	③-①不足人員	人	▲18	▲7	▲27	▲18	▲17
3号認定 1～2歳	①量の見込み	人	428	415	485	485	497
	②確保方策	人	399	423	399	468	497
	③実績	人	398	410	399	462	465
	③-①不足人員	人	▲30	▲5	▲86	▲23	▲32

※平成31年度実績の数値は、平成31年4月1日時点での実績値です。

### 【分析・評価】

1号認定児童の提供体制については、量の見込みに対して実績が大幅に上回っており、供給過多となっています。これは、各園の認可定員数が実情とあっていないと想定されるため、各園での定員見直し等を行う必要があると考えます。

一方、2・3号認定児童の供給体制については未だ不足しており、新たな確保策が必要です。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

利用者支援事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	0	1	1	1	1
実績	か所	0	0	1	1	—

地域子育て支援拠点事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人回	2,507	2,446	2,398	2,352	2,315
確保方策	人回	2,507	2,446	2,398	2,352	2,315
	か所	7	7	7	7	7
実績	人回	10,672	10,046	11,597	18,733	—
	か所	6	6	7	7	—

※人回：1年間における延べ利用回数

妊婦健康診査		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人	440	430	414	410	403
確保方策	人	400	400	400	400	400
実績	人	411	408	367	333	—

乳児家庭全戸訪問事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人	440	430	414	410	403
確保方策	人	400	400	400	400	400
実績	人	411	388	397	272	—

養育支援訪問事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人	30	30	30	30	30
確保方策	人	4	4	4	4	4
実績	人	0	0	0	0	—

### 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	回	50	50	50	50	50
確保方策	回	1	1	1	1	1
実績	回	0	0	0	0	—

### 子育て短期支援事業

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0
実績	人日	0	0	0	0	—

※人日：1年間における延べ利用日数

### ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	人日	13	13	13	13	13
確保方策	人日	13	13	13	13	13
実績	人日	228	209	241	339	—

※人日：1年間における延べ利用日数

### 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	人日	5,530	5,364	5,203	5,047	4,896
確保方策	人日	5,530	5,364	5,203	5,047	4,896
実績	人日	0	7,002	6,851	25,104	—

※人日：1年間における延べ利用日数

### 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	人日	1,032	1,001	971	942	914
確保方策	人日	1,032	1,001	971	942	914
実績	人日	811	926	871	451	—

※人日：1年間における延べ利用日数

延長保育事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人	281	273	270	266	260
確保方策	人	281	273	270	266	260
実績	人	128	124	106	111	—

病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人日	180	180	180	180	180
確保方策	人日	180	180	180	180	180
実績	人日	0	0	0	1	—

※人日：1年間における延べ利用日数

放課後児童健全育成事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
項目	単位					
量の見込み	人	730	715	701	687	673
確保方策	人	730	715	701	687	673
実績	人	611	661	694	706	—

#### 【分析・評価】

地域子ども・子育て支援事業に関しては、量の見込みと実績に大幅な乖離が起きている事業があり、今後の見込みについては、出生率や教育・保育の整備状況等を考慮しながら再考する必要があります。特に、地域子育て支援拠点事業に関しては、量の見込みだけではなく、拠点の数についても、住民のニーズを考慮しつつ考えていかなければなりません。

# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

近年の急速な少子高齢化は、経済活動の停滞の可能性や、社会保障の問題等、社会全体の活力を低下させると懸念されています。少子化を食い止めることが、わが国の急務とされていますが、近年の女性の社会進出や核家族化に伴い、安心して子どもを産み・育てることができないといった意識を抱く女性も増えています。

また、「第2次秩父市総合振興計画」で掲げた将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を目指したまちづくりに取り組んでおり、保健・医療・福祉分野及び子育て支援・教育等分野において、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

以上のことを踏まえ、本計画においても、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていきける温かいまちづくりを目指し、これまでの基本理念である「みんなで子育て・子育てを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を継承し、基本理念とします。



**みんなで子育て・子育てを支援し、応援する**

**温もり・安心のまち**



## 2 基本的視点

本計画の策定にあたっては、6つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

1

基本的視点

### 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子育ては男女が協力して行うものとの視点も取り入れた事業を展開します。

2

基本的視点

### 利用者（保護者）の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化するなか、それらのニーズに柔軟に対応できる利用者の視点に立った取り組みを進めるとともに、情報公開やサービス評価等の体制を整備します。

3

基本的視点

### 「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要となります。事業者や行政が連携して子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取り組みを進めます。

4

基本的視点

### 「すべての子どもと家庭への支援」の視点

親あるいはその他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有するという認識のもと、企業や行政等、社会全体で子どもと家庭を支えていくことができる施策の展開を図るとともに、社会的擁護を必要とする子どもの増加等、子どもの抱える背景に十分対応できるよう体制の整備を進め、子育て家庭の不安・負担等の問題を踏まえた包括的な子どもと家庭の支援を進めます。

5

基本的視点

### 「人づくりと次代の親づくり」の視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策を展開します。

6

基本的視点

### 「地域の社会資源の効果的な活用」の視点

本市には80%以上を占める森林に囲まれた豊かな自然環境と、地域に受け継がれる伝統文化が存在します。また、地域には子育て支援に関するNPO法人や活動団体など、計画のなかで効果的な取り組みが期待できるさまざまな人材がいます。こうした人的・物的社会資源を効果的に活用するため、資源の整備や人材の資質向上を図り、子育てに喜びと安心が提供できる地域ぐるみの取り組みを進めます。

### 3 基本目標

基本理念の実現のため、6つの視点を踏まえた5つの基本目標を設定し、各事業を展開するなかで、よりきめ細かな事業・取り組みを推進します。

基本目標

1

#### 子ども、親、それぞれの成長の支援

子どもの健やかな成長には、親自身の成長も大切です。子育ての不安や負担を軽減するため、地域で支える体制を整備し、子どもの成長を支援するとともに、「親育ち」を実感しながら安心と喜びをもった子育てができる支援を目指します。

基本目標

2

#### 子育てを楽しめる家庭づくり

妊娠から出産、子育てまで、母子における健康が確保されるよう母子保健の充実を目指します。また、近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する出産準備教育や子育てにおける食育の推進を目指します。

基本目標

3

#### 学校を核とした地域における教育の推進

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

基本目標

4

#### 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

子どもの遊び場や居住環境、道路環境等において、子どもや子育て家庭に配慮した整備を進め、子どもと親の暮らしを豊かに安心して送ることができる生活環境づくりに取り組みます。

また、犯罪や交通事故、児童虐待などから子どもたちを守るため、関係機関や団体、地域住民と連携を図りながら、未然防止から被害を受けた子どもに対するケアに至るまで、地域全体で取り組む体制づくりと活動の活性化を推進します。

基本目標

5

#### 子育てに配慮した労働環境の整備

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう体制の整備や情報提供などに取り組みます。

## 4 事業の体系

6つの基本的視点を踏まえた5つの基本目標に向けた取り組みの方向は以下のとおりです。

### 基本理念

**みんなで子育て・子育てを支援し、応援する温もり・安心のまち**  
(秩父版子どもの地域包括ケアシステム)

### 基本的視点

- ①子どもの視点
- ②利用者（保護者）の視点
- ③「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の視点
- ④「すべての子どもと家庭への支援」の視点
- ⑤「人づくりと次代の親づくり」の視点
- ⑥「地域の社会資源の効果的な活用」の視点

### 基本目標

- 1 子ども、親、それぞれの成長の支援
- 2 子育てを楽しめる家庭づくり
- 3 学校を核とした地域における教育の推進
- 4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動
- 5 子育てに配慮した労働環境の整備

### 取り組みの方向

- (1) 子どもの自立支援
- (2) 「親育ち」への支援
- (1) 子育てを楽しめるための支援
- (2) 子育て家庭への支援の充実
- (3) 母子保健施策の充実
- (1) 学校教育等の充実
- (2) 信頼される学校づくりの推進
- (1) 総合支援体制の整備
- (2) 子育て支援のネットワークづくりと充実
- (3) 子どもにやさしい生活環境づくり
- (4) 地域保健医療の連携と促進
- (1) 仕事と子育ての両立
- (2) 子育て支援サービスの充実

# 第5章 事業の展開

## 1 子ども、親、それぞれの成長の支援

### (1) 子どもの自立支援

子どもの人権を尊重し、豊かな自然のなかで体験活動や、高齢者等との交流をとおして正しい生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性が養われる子どもの成長と自立を支援します。

#### ①子どもの人権を尊重した社会づくり

子どもの人権を尊重した社会づくりを推進します。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	『秩父市要保護児童対策地域協議会』における関係機関や地域との連携、情報交換によって権利侵害の早期発見に努め、子どもの人権を尊重します。	代表者会議は年1回、実務者会議は月1回、個別ケース検討会議は随時開催し、関係機関で情報交換を行い、権利侵害の早期発見に努め、子どもの人権を尊重します。	社会福祉課
2	学校内への児童虐待に対応する組織の設置を継続するとともに、学校における虐待への対応の中核となる「児童虐待対応キーパーソン」を位置づけていきます。 今後関係機関と連携・協力しての環境づくりに努めていきます。また教職員の虐待対応の研修の充実を図っていきます。	現在、学校においては児童虐待に対応する「児童虐待対応キーパーソン」が位置づけられており、対応の中核となる体制が整備されています。今後も関係機関と連携・協力して迅速な対応に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、連携しています。また、虐待リスクのチェックリストを配布するなど、教職員の研修に努めます。	学校教育課
3	子どもの人権を侵害する事例に対しては、社会福祉課、学校、警察、児童相談所等と連携をとりながら対処していきます。	子どもの人権を侵害する事例に対しては、定期的に経過を確認し、関係機関と連携をとりながら対処していきます。	保健センター
4	「秩父市子育て支援ネットワーク」等を活用し、関係機関、地域住民と情報交換・連携を図りながら、子どもの人権侵害に対応していきます。	関係機関、地域住民との情報交換・連携に取り組んでいます。引き続き「児童福祉審議会」等を中心に情報交換や連携を図り、子どもの人権侵害に対応していきます。	こども課
5	次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「子ども市民憲章」を制定します。	制定していませんが、今後は、子どもたちの健やかな成長を願い、地域の実情に応じて、子育てのしやすいまちづくりを目指します。	こども課

## ②「地域の教育力」の向上

一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援するため、「地域の教育力」の向上を図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	講師を招き、年間を通して定期的に秩父屋台囃子の練習に取り組んでいます。	伝統文化の継承について保育所の保育課程に位置づけ、各種行事を通して学んでいます。	こども課
2	さまざまな民俗文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父地域の環境のなかで、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣や伝統、「生きる力」となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性を身につけることができる「ふるさと」を目指します。	総合的な学習の時間等を活用し、民俗芸能を調べたり、神楽や歌舞伎、獅子舞などを継承するために実際に練習を行ったりしている児童生徒もおおり、「ふるさと秩父」を思う心が育っています。 さらに、学校応援団の方が、講師となって児童や生徒に指導する学校もあります。今後も、豊かな人間性や社会性が身に付くよう推進に努めていきます。	学校教育課
		民俗芸能の後継者育成に対して助成を行い、「民俗芸能大会」を年1回開催し、若い後継者が伝統芸能を発表する場を提供し、後継者養成の活性化と促進を図っています。 国や財団法人、企業等の助成制度を積極的に活用し、伝統芸能の保持団体の活動及び環境づくりを支援します。 伝統芸能に関して継続的に取り組んでいる児童生徒に対し、「秩父市子ども伝統芸能伝道師」の称号を授与しています。 今後も、称号授与を通してその努力を称えていきます。	文化財保護課
3	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援に関して、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等の参加・協力体制の整備を推進します。	児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等の参加が参加するいじめ非行防止ネットワーク会議等を通して、連携や協力体制の強化を図っています。	学校教育課
		関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
		「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関での連携・協力体制の充実を図っています。	社会福祉課
4	「地域の教育力」向上に向けて民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園・保育所(園)・認定こども園関係者、子育て支援NPO、育成会、地域ボランティア、自営業者、自治会等の人的資源を活用していきます。	関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
		各公立小・中学校、幼稚園において、さまざまな働きかけを行い、地域の方を中心にご協力を頂いております。 今後も関係機関や地域との連携を図っていきます。	教育研究所

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
5	地域住民や関係機関等の協力による自然体験活動の機会の充実を図ります。	農作業等の自然体験活動を、積極的に保育所（園）の事業の中に取り入れ、充実を図っていきます。	こども課
		地域住民や関係機関等のご協力をいただき、総合的な学習の時間等において、自然体験活動の充実に努めております。今後も連携を図っていきます。	学校教育課
6	子どもたちの自主的な調べ学習や歴史・文化・伝統等の調査、および郷土芸能とのふれあいなどにより、社会資源の活用を推進します。	総合的な学習の時間等の講師として、地域社会の人材を活用しており、今後も郷土芸能とのふれあいなどにより、社会資源の活用を推進していきます。	学校教育課
7	年齢に応じた遊びや、育児の相談を受けるなど、子育て世帯が利用しやすい施設運営を実施しています。	施設環境を有効活用し、安全に利用できる子育て世代の集いの場所を提供することができました。 利用者ニーズの把握に努め、育児相談等も積極的に実施するなど、充実させていきます。	こども課
8	地域の高齢者を招いた体験学習などを実施しています。	より活発な世代間交流の推進を目指し、地域の方々との関わりを増やしていきます。	こども課
9	地域の高齢者を招いての地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習や、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間交流の推進をめざします。	幼稚園・学校では、子どもたちが施設訪問をしたり、地域の高齢者を指導者として学校へ招き、交流を推進しています。	学校教育課

## (2)「親育ち」への支援

家庭教育は、子どもが成長し「生きる力」を養ううえで、生活習慣、豊かな情操、他人への思いやり、善悪の判断など、基礎的な資質や能力を培う場となります。

また、子どもがこうした「生きる力」を育むには、親自身の成長「親育ち」も大切です。親同士、親子同士の交流や、家庭教育の重要性を見つめ直し、考える機会を提供し、子育てへの負担や不安を解消する精神的な支援を進めます。

### ①家庭教育への支援の充実

思春期の子どもを持つ親のための子育て講座などの開催に努め、家庭教育への支援の充実を図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	地域の中での子育てを支援するため、子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得し、保育サービスを提供できる人材を養成します。	引き続き、講習会を開催し、地域の子育て支援を図っていきます。	こども課
2	幼少期から思春期の子どもを持つ親に、親としての学ぶ機会を提供し、家庭教育への支援を進めます。	学校での就学時健康診断や一日入学等の際に、親学アドバイザーを派遣し研修会等を実施しています。 今後も家庭教育への支援を進めていきます。	教育研究所

## 2 子育てを楽しめる家庭づくり

### (1) 子育てを楽しめるための支援

本市ではこれまで「つどいの広場」事業や「子育てサロン」、「産前産後・サポート・センター」など、子育てを楽しめるための方策に取り組んできました。今後もこうした取り組みの充実を図るとともに周知徹底を進めます。

#### ①子育て交流事業の充実

親同士がくつろいで集い、交流することができるような場や機会を提供するとともに、子どもたちも「世代間交流」などの交流ができるよう図ります。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 子どもが安心して遊ぶことのできる育児環境の提供、親同士の講習の場を提供しています。	引き続き、公立保育所の園庭を開放し、子育て世帯の交流の場としての役割を担っていきます。	こども課
2 季節に合わせた制作や、保護者同士のフリーサークル実施、子育てに関する相談に応じています。	リピート利用者は一定数いますが、今後は新規利用者の増加を目標に継続して実施していきます。 今後は新規利用者の増加を目標に継続して実施していきます。	こども課
3 遠足や運動会、クリスマス会等吉田幼稚園と合同で実施しています。	令和2年度に吉田保育所と吉田幼稚園が統合し、幼保連携型認定こども園になるので、他学年での交流の機会を設け、各学年で連携を図っていきます。	こども課
4 高齢者の方をお呼びして、芋ほり教室や野菜の栽培を実施するなど体験学習を実施しています。	保育所(園)の事業で積極的、継続的に世代間交流を行っていきます。	こども課
5 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校において高齢者の参画を得た世代間交流事業の実施を継続します。	幼・小・中学校で実施しております。今後も事業の実施に努めていきます。	学校教育課
6 ランニングバイク教室の実施、幼年消防クラブの参加などを実施しています。	保育所(園)の事業で積極的、継続的に世代間交流を行っていきます。	こども課
7 幼児、小学生、中学生、高校生および高齢者などの各世代間での異世代交流事業を行い、子育てを地域全体で支える風土を形成していきます。	世代間交流を積極的、継続的に行っていきます。	学校教育課
8 秩父市こども遊園地「ちちぶキッズパーク」内の施設の充実を図るとともに、引き続き安心・安全な遊び場を提供します。	専門業者による遊具点検を毎年実施し、修理が必要な個所の早期発見に努めています。 今後も遊具の安心・安全な遊び場を提供していきます。	都市計画課

## ②ファミリー・サポート・センター事業の実施

ファミリー・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、援助を受けることを希望する人と子育て援助を行うことを希望する人との連絡調整を図り援助者には講習などの必要な援助を行う会員制の「ファミリー・サポート・センター」事業を継続的に実施します。	ファミリー・サポート・センター事業については、平成 17 年度から、市が「秩父市シルバー人材センター」へ委託し実施しています。また、病気の回復期にある子どもをお預かりし、事業の充実に努めています。今後も、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に啓発を行い、事業の継続実施、一層の周知・利用者の増加に努めていきます。	こども課

## ③緊急サポートセンター事業の実施

緊急サポートセンター事業の実施を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	従来のファミリー・サポート・センターでは預かることのできない病児・病後児の預かり、宿泊を伴う子どもの預かり、前日・当日等急な子どもの預かりに対応している会員制の「緊急サポートセンター」事業を継続的に実施します。	平成 30 年 10 月から市が「病児保育を作る会」へ委託し実施しています。今後も、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に啓発を行い、事業の継続実施、一層の周知・利用者の増加に努めていきます。	こども課

## ④産前産後・サポート・センター事業の実施

産前産後・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に普及・啓発を行い、事業の拡大に努めていきます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）または出産後 6 か月未満の方が利用できるよう、会員制の「産前産後・サポート・センター」事業を継続的に実施していきます。	ファミリー・サポート・センターの対象になっていなかった妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）又は出産後 6 か月未満の方が利用できるよう、産前産後・サポート・センターを引き続き開設し、事業の充実に努めていきます。	こども課

## (2) 子育て家庭への支援の充実

親子が健全で安定した日常生活を送るため、医療費の支給や利用者負担の軽減など、経済的支援に努めるとともに、ひとり親家庭に対して自立・就業を支援するため、経済支援のほか、悩みや不安に関する相談体制や就業支援など、きめ細かなサービスの充実を図ります。

### ①経済的支援の充実

ひとり親家庭でも安心して生活が送れるように、個々の家庭の状況に応じて社会的支援体制の充実を図るなどしていきます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 こども医療費支給制度について、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	対象の子どもについては、平成30年10月診療分から18歳年度末まで拡充しました。 また、平成25年度より、秩父郡市内での診療について、窓口払いの廃止を実施しました。	こども課
2 小学校および中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍する児童生徒を持つ保護者に対し、学校給食費の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	令和元年度より、新制度「子育て支援学校給食費補助金事業」を開始し、秩父市立学校の保護者については、給食費から補助金を差し引いた額を集金するようになりました（小学校：1人当たり年額19,000円を上限、中学校：1人当たり22,500円を上限）。 私立学校および特別支援学校の小・中学部の保護者については、申請に基づき保護者口座に振り込みます。	保健給食課
3 ひとり親家庭等医療費の支給制度の充実について検討していきます。	平成25年度より、秩父郡市内での診療について、窓口払い廃止を実施しました。	こども課
4 重度心身障害者医療費支給制度には、平成31年1月より所得制限が設けられました。	受給資格者本人の所得のみが対象のため、どのような影響が生じるか、経過を観察します。	障がい者福祉課
5 保育所（園）等の各施設の利用者負担額が過度の負担となることがないように、適正かつ妥当な単価の設定に努めます。	利用者負担額については、国の基準を考慮し、適正な利用者負担額の単価を設定しています。	こども課
6 放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）における公私立格差の解消に努めます。	平成19年度から公私保育料の差額相当分を補助しています。 今後も差額の解消に努めていきます。	学校教育課
7 高等職業訓練促進給付金の支給など、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、支援を行っていきます。	継続的に事業を実施し、充実を図っていきます。	社会福祉課
8 3歳の誕生日までの子どものいる家庭に、継続して紙おむつ用ごみ袋を支給します。	引き続き、3歳の誕生日までの子どものいる家庭に、1人当たり月に5枚（年間60枚）支給していきます。	生活衛生課

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
9	子育て家庭優待制度『パパ・ママ応援ショップ』事業について、窓口でのカード・チラシ配布や、協賛店舗の拡大など、引き続き事業の普及・拡大に努めます。	平成 24 年度から行ってきた 6 県（埼玉・群馬・福島・茨城・栃木・新潟）連携の制度は廃止となりました。 優待カードについて、スマートフォンアプリでも利用可能となり、切り替え手続きが不要となりました。 引き続き窓口でカードやチラシの配布を行うとともに、積極的な事業の周知、拡大を図っていきます。	こども課

## ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭でも安心して生活が送れるように、個々の家庭の状況に応じて社会的支援体制の充実を図るなどしていきます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	埼玉県地域福祉担当女性相談員と連携しながら相談に応じ、埼玉県で実施しているひとり親家庭福祉サービスについての情報提供を行います。	今後も連携して、ひとり親家庭の支援を行っていきます。	社会福祉課

## ③子どもの貧困対策の推進

地域全体で子どもを見守り、安全で安心した環境の中で子どもの健全な育成を図る目的で、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりを推進するとともに、世代間交流や学習支援などを実施して、貧困の連鎖解消を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	市内で子ども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行います。	令和元年度から子どもの居場所づくり推進事業交付金制度を創設し、市内で子ども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行っています。 引き続き支援を実施し、今後は各小学区（13 校）に 1 か所を目標に推進していきます。	社会福祉課

### (3) 母子保健施策の充実

女性が安心して妊娠・出産できる環境づくりをめざすとともに、母親の育児に対する不安や孤独感を軽減し、健全で喜びを感じられる環境づくりを推進します。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、生活習慣の基本となる食生活について、料理教室や体験学習を通じた食育を推進します。

#### ①子どもと母親の健康の確保

育児・子育て支援の観点からの母子保健支援体制の整備・充実を図っていきます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 誰もが妊娠、出産、育児に関して正確な知識を持ち、理解ができるよう適切な母子保健情報の提供に努めるとともに、ニーズに応じた健康教育の充実を図ります。	マタニティ教室を実施し、妊娠中の保健、栄養、出産の経過や基本的な育児等母子保健情報の提供をするとともに、実習も取り入れ、参加者同士の交流が図れるよう努めていきます。 市民のニーズや時代に合わせた子育てに関する情報の普及啓発を行い健康教室の充実を図ります。	保健センター
	今後も普及、啓発活動を積極的に行っていきます。	こども課
2 不妊に関する情報提供、専門相談の紹介に努めます。	不妊治療に関して、問い合わせや相談に応じ情報提供をするとともに、不妊治療費の助成事業に引き続き取り組んでいきます。	保健センター
3 妊娠時に効果的な健診や相談を受けられるよう支援するとともに、慢性疾患や障がい、経済的問題等を含めハイリスクな妊婦も安心して出産、育児をできるよう、関係機関とも連携を図りながら相談・情報提供、支援体制の整備の推進に努めます。	母子健康手帳発行時や妊婦健康診査受診結果から、安心して出産・育児ができるよう、保健師・栄養士が相談支援を実施しています。 養育支援が特に必要とする妊婦を妊娠期から把握し産前産後にかけて支援していくために妊娠届時アンケートを実施していきます。 今後も他機関との連携を強化しながら、充実した支援体制の整備に努めていきます。	保健センター
4 子育て中の母親同士の交流の場を提供し、子育てについて共有し合える母親の仲間づくりなどを充実させます。	乳幼児の親子を対象に各種教室を行い児の月齢が近い母親同士の交流の場を提供し、子育てについて共有し合える母の仲間づくりの充実を図っていきます。	保健センター
5 子育て相談や父親向け子育て講座、県外から来た家庭向け講座など、地域の保護者が安心して子育てができる環境づくりに努めています。	引き続き「子育てサロン」「児童館」等で子育て支援を行い、地域の子育て支援拠点としての役割を担っていきます。	こども課

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
6	<p>未受診者・事後フォロー児への対応と、乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導に継続して努めていきます。</p> <p>健診未受診児には、勧奨通知を郵送し受診勧奨に努めています。 通知後も未受診・連絡のない場合は保健師が電話や訪問等により状況把握に努めています。 また、関係機関と必要時連携を図りながら事後フォロー児への対応・相談等の充実に努めていきます。</p>	保健センター
7	<p>『親子教室』で子どもと一緒に楽しく遊ぶ経験を通して、関わり方を学ぶ場を提供し、子どもの健全な発達と母親への支援を継続して行っています。</p> <p>乳幼児期の親子や、集団遊びに不安がある親子を対象に子どもの発達を促す関わり方、遊びの情報提供や親子で一緒に楽しく遊ぶ経験づくりの場として親子教室を開催し、専門職とともに子どもの健全な発達と育児支援に努めています。</p>	保健センター
8	<p>若年妊婦や妊娠後期での届出者等に、母子健康手帳の交付時に育児サービス紹介をするなど、育児不安の予想される人への早期支援に継続して努めます。</p> <p>妊娠届出時アンケートを実施し、若年妊婦や妊娠後期での届出者等に、母子健康手帳の交付時に育児サービス紹介をするなど、育児不安の予想される人への早期支援に継続して努めていきます。</p>	保健センター
9	<p>育児ノイローゼや生活苦による悩みなどからの児童虐待発生の未然防止のため、すべての新生児および産婦への訪問指導等での個別相談や子育てアンケートなどを継続して実施します。</p> <p>すべての新生児および産婦に対して訪問指導を実施し、個別に対応することで児童虐待を未然に防止するよう努めています。 また、虐待予防の一環として母親のメンタル状況を把握し必要な支援を提供することを目的に新生児訪問時にエジンバラ産後質問票（EPDS）によるスクリーニングや4か月児健診時に子育てアンケートの実施を継続して取り組んでいきます。</p>	保健センター
10	<p>相談支援の必要な発達の遅れがある子どもやその保護者に言語聴覚士や理学療法士等の専門職が助言を行い、保護者の子どもへの正しい理解の促進や保護者が抱える療育に関する悩みや不安等の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に、療育相談事業の充実に努めます。</p> <p>発達につまづきがある子どもやその保護者に対して専門職が助言を行い、保護者の子どもに対する正しい理解の促進や保護者が抱える療育に関する悩みや不安の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に療育相談事業（すこやか（ことば・運動発達・心理・子育て）相談）を実施しています。 今後も継続して取り組みます。</p>	保健センター
11	<p>乳幼児の健全な発達のため、正しい食習慣の確立および乳児における離乳食の必要性、幼児のおやつ役割などについて、支援・相談事業を展開していきます。</p> <p>乳幼児健診時に試食の提供および食生活に関する情報提供や助言、個別相談を行い、正しい食習慣の確立に努めています。 健診以外にも離乳食期の児を持つ保護者を対象に調理実習教室を開催し、親子の育児支援を継続して取り組んでいきます。</p>	保健センター

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
12	むし歯予防対策を進めるため、幼児フッ素塗布、歯科保健相談の充実を図り、学校保健と連携した子どもたちへのブラッシング指導を一層強化していきます。	乳幼児健診では歯科健診、歯科相談、ブラッシング指導等を行い、乳幼児期からの歯科保健に対する意識の向上を図っていきます。 栄養相談を実施し、子どもの食生活やおやつについて正しい知識の普及に努めていきます。	保健センター
13	各保育所にて嘱託医による歯科検診を実施しています。	歯科検診の実施により、虫歯の予防に努めている。引き続き推進していきます。	こども課
14	市民の健康を守るため、安全でおいしい水道水を安心して飲んでいただく供給体制の継続に努めます。	引き続き、市民の健康を守るため、安全でおいしい水道水を安心して飲んでいただく供給体制の継続に努めます。	秩父広域市町村圏組合水道局

## ②「食育」の推進

食の問題は子どもの将来の健康に大きく影響することから、『地産地消』に基づく地元食材の活用を図る等、「食育」の取り組みを推進します。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	食生活改善推進員の協力により地元食材を活用した料理講習会（伝承料理等）を開催し、地域に根ざした食育の推進に努めます。	食生活の改善を推進するボランティア団体（食生活改善推進員）による料理講習会等開催し、地域に伝達し食育推進を図っていきます。	保健センター
2	食育学習の場として親子料理教室等を開催し、食の重要性を理解して健全な食習慣を実践できるよう食育推進に努めていきます。また、事業開催時等に「食事バランスガイド」の普及に努めます。	親子料理教室を実施し、食の重要性を理解して家族そろって健全な食習慣を形成できるよう食育推進に努めています。 また、事業等において食に関する情報を提供し、食の大切さを伝えています。 今後も継続して取り組みます。	保健センター
3	子どもが身近な大人からの支援を受けながら、他の子どもとの関わりを通じて、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践し、心身の健全育成を図ります。	「食育」の実施にあたっては、保育士や調理師、管理栄養士等の全職員がその有する専門性を活かしながら共に進めることが重要であることから、職員の協力体制を密に食育計画の評価や改善に努め、年齢に応じた「食育」を継続的に行います。	こども課
4	給食献立表、給食だよりや保健だより等による各家庭への子どもの食事に関する情報提供や啓発活動を継続して行います。	毎月、各家庭に対し給食献立表、給食だより等を配布しています。 また、その中で「食の大切さ」等の欄を設けて、食に関する情報提供を継続的に行っています。	保健給食課
5	家族で食事を摂ることの大切さ、1日3食の食事をきちんと摂ることの大切さや自分に合った正しい食生活について、積極的に広報を行います。	保護者への給食試食会を実施していくとともに、栄養士による講演などにより啓発推進に努めています。	保健給食課

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
6	<p>食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密に関係しているため、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための「食を営む力」を培います。</p>	<p>引き続き、「食育」を通じて食への関心を育み、食の大切さの啓発推進に努めていきます。</p>	こども課
7	<p>幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等で給食に地域の食材・郷土食を取り入れ、子どもの頃から食をとおして「地域」を学べるよう図り、「食育」の推進による健全な日常生活の実現に努めます。</p>	<p>平成30年度は県の事業で、秩父第一中学校で食育の授業研究会を行いました。</p> <p>地元で採れた野菜（しゃくし菜、ジャガイモ、なす、インゲン）、きのこ（椎茸、シメジ）、米（太田産）などの食材を使用し、しゃくし菜スパゲティや郷土料理である「きのこけんちん汁」、「おっきりこみ」、「かてめし」等を学校給食に取り入れています。引き続き「食育」に関する推進を行っていきます。</p>	<p>教育研究所</p> <p>保健給食課</p>
8	<p>食べ物に興味・関心を持ち、さまざまな食材に接することができるよう配慮し、豊かな食への体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通じた「食育」を行い、心身の健全育成を図ります。</p>	<p>さまざまな食材に興味・関心が広がるよう、引き続き、地域の食材や地域に伝わる郷土食を取り入れた給食提供を実施し、豊かな食への体験を蓄積できるよう努めていきます。</p>	こども課

### 3 学校を核とした地域における教育の推進

#### (1) 学校教育等の充実

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

##### ①次代の親の育成

中学生や高校生などこれから親になっていく世代等が子どもを産み育てることの意義および子どもや家庭の大切さを理解することができるような取り組みを進めます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義への理解を深める教育・広報啓発活動の推進に努めます。	<p>学校においては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等教育をとおして推進に努めるとともに、広報啓発活動の推進にも努めていきます。</p> <p>また、人権問題ともとらえ、人権作文や人権メッセージの一つのテーマとして考えさせていきます。</p>	学校教育課
		<p>男女共生意識を高めるため、男女が共に考える課題をテーマに、男女共同参画情報コーナー「あべにーる」を市報に掲載し、様々な情報提供を行っています。</p> <p>今後も引き続き、情報提供を行っています。</p>	市民生活課
2	父親を対象とした子育て講座や相談の場を設けるなど、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義への理解を深める教育・広報啓発活動の推進を実施しています。	<p>子育てについて有益な情報を、より多くの子育て家庭へ提供するとともに、母親の育児への不安や負担を軽減するため、父親の積極的な育児参加の推進を図るための各種講座を実施しています。</p> <p>引き続き父親の育児参加の推進に取り組んでいきます。</p>	こども課

## ②豊かな心の育成

子どもたちの「豊かな心」を育むべく学校と家庭が連携しながら「心の教育」を実施するとともに、社会のしくみを理解し地域社会に関心を持ってもらうよう取り組みます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 「心の教育」が極めて重要な教育課題としてとらえられることから、家庭での教育はもとより学校でも、発達段階に応じた豊かな心を重視し、思いやりや、感動のできる“生きた心”を培います。	答えが一つではない道徳的課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題として捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」へと転換を図っていきます。 また、指導主事訪問等研修の充実を図ります。	学校教育課
2 地域社会に関心を持つ人を育成することに務めます。	総合的な学習の時間等において地域学習を行い、地域社会に関心を持つ児童生徒の育成をしています。 今後も、推進に努めていきます。	学校教育課
3 保育所行事などを通して地域に地域社会に関心を持つような取り組みを実施しています。	保育所（園）の保育課程に位置づけ、推進を図っていきます。	こども課
4 子どもたちが公民館活動を通じて地域社会に関心を持てるような講座を開催していきます。	「夏休み子ども公民館」などを開催し、子どもたちがさまざまな体験を通じて、地域と交流できる機会を作っています。 今後も継続して開催し、子どもたちが地域社会に関心を持てるよう努めます。	生涯学習課
5 さわやか相談室への訪問を行い、相談室の実態をつかむとともに、より学校の実態に合わせたアドバイスを伝えるようになりました。	生徒指導・教育相談中級研修会を開催し、学校関係教職員の教育相談の手法の向上に努めています。また、さわやか相談員や教育相談担当者の研修を充実させるとともに、関係諸機関との連携を深め、教育相談体制の整備・拡充に努めていきます。	教育研究所
6 保育所（園）、幼稚園および認定こども園も含めた臨床心理士等の巡回相談を必要に応じて実施します。	必要に応じて臨床心理士等の巡回相談を実施しています。 今後、さらに充実させていきます。	こども課
	必要に応じて臨床心理士等の巡回相談を実施しています。 今後、関係機関とも連携しさらに充実させていきます。	学校教育課
7 中学校や高等学校における、地域の企業や福祉施設等での体験学習を推進し、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成を図ります。	中学生社会体験チャレンジ事業の継続、推進により、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成に今後も努めていきます。 また、秩父市社会福祉協議会の依頼による「彩の国体験プログラム」ボランティアの受け入れを、今後も実施していきます。	学校教育課

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
8	保育所・児童館において実習生、ボランティアの受け入れを行っています。	今後も秩父市社会福祉協議会の依頼による「彩の国体験プログラム」ボランティアや、秩父市在住の保育実習生の受け入れを実施していきます。	こども課
9	学校教育全体での道徳的習慣や道徳的行為の充実を図ります。	学校教育全体での指導を通して、道徳的習慣や道徳的行為の意義を理解し、自らの判断により、進んで実践できる資質・能力を育てます。	学校教育課
10	保育所の行事を通して世代間交流やほかの子どもたちとの関わりを持っています。	子どもたちの社会性や規範意識の育成に、今後も努めていきます。	こども課

### ③健やかな体の育成

子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育やスポーツ健康教育、指導者の育成によるスポーツ指導の充実などを推進し、健やかな体の育成に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	スポーツ少年団全体の事業として母集団研修を実施しました。地元消防署職員たちによるAED講習や講師を招いての座学、各スポーツ少年団の現状調査を行った。地域交流に関しては、近隣市町村と合同で交流大会を実施する予定です。	2～3年ごとに指導者のための認定員養成講習会を行ってきたが、日本スポーツ協会の指導者資格制度改正により、従来指導者のための研修会実施の検討を行います。	市民スポーツ課
2	年末調整会議により、各団体での年間行事予定に基づいた活動場所の確保を優先的に配慮しています。	施設整備管理費の確保と、優先的に使用している団体への施設整備への協力を促し、施設維持を検討していきます。	市民スポーツ課
3	子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育の推進に努めます。	家庭教育啓発リーフレットによる啓発をしながら、幼稚園等においても健康教育の推進に努めています。 今後も引き続き家庭と連携を図りながら、健康教育の推進に努めます。	学校教育課
4	日頃の指導や歯科検診の際の歯科講座などを行い、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育の推進に努めます。	保育所（園）の保育課程に位置づけ、健康教育の推進を図っていきます。	こども課
5	子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育の推進に努めます。	乳幼児健診、育児相談、親子教室を通して、適切な生活習慣等を身につけるため、育児支援をしています。 保健師が幼稚園や保育所（園）、学校、関係機関へ出向き、正しい生活習慣の確立に向けた健康教育の推進を図っていきます。	保健センター

#### ④ 幼児教育の充実

幼稚園における幼児教育について内容などの見直しを随時行い、さらに充実させるとともに、「保育所（園）における教育」についてもあり方や内容について検討を加えながら推進していきます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	吉田保育所と吉田幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園吉田こども園を運営します。	認定こども園へ移行後も、引き続き小学校との交流事業を行うことにより、連携を図っていきます。	こども課
2	幼稚園、保育所（園）と学校の連携等について、推進していきます。	久那幼稚園をはじめとし、保育所・小学校との交流事業を行うことにより、連携を図っていきます。	学校教育課
3	子どもが安心して遊ぶことのできる育児環境の提供、親同士の講習の場を提供しています。	引き続き、公立保育所の園庭を開放し、子育て世帯の交流の場としての役割を担っていきます。	こども課
4	保育所行事や、日々の保育で育成に努めています。	保育所（園）の保育課程に位置付け、今後も幼児の豊かな情操と思いやりの心の育成に努めています。	こども課

## (2) 信頼される学校づくりの推進

子どもの成長と「生きる力」に必要な学校教育や地域教育を推進するため、学校等における教育環境・教育施設の整備を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携による「開かれた学校づくり」と安全な学校運営を進め、「信頼される学校づくり」を推進します。

### ①信頼される学校づくりの推進

子どもの生活実態や地域の特性を的確にとらえるとともに、子ども、教職員、保護者がともに学ぶ姿勢が大切であることから、地域に学校を開放し、学校を核とした出会い・学び合いをめざします。また、「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」を推進していきます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	<p>各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校をめざします。</p> <p>また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制を整備し、スクールカウンセラー等の確保に努めます。</p>	<p>コミュニティスクール全校で実施するとともに、地域学校協働活動を中心とした地域に開かれた学校づくりを充実させていきます。</p> <p>また、関係機関や秩父市教育相談室と連携を図り、いじめや虐待に関する早期発見・相談体制の充実を図ります。</p> <p>今後も、保育所（園）内における育児不安や虐待・いじめに関する相談体制の整備、充実を図っていきます。</p> <p>家庭児童相談員による相談体制の充実を図り、学校等と連携して、育児不安を抱える親の支援に努めます。</p> <p>令和元年度より、中学校だけでなく、全小学校にもスクールカウンセラーが配置されました。</p>	<p>学校教育課 教育研究所</p> <p>こども課</p> <p>社会福祉課</p> <p>教育研究所</p>
2	<p>「学校運営協議会制度」などによる外部評価を取り入れ、学校運営の課題に対して広く保護者や地域の皆様が参画できる仕組みを通して、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取り組みが充実するとともに、関わるすべての人にさまざまな魅力が広がることを推進していきます。</p>	<p>平成30年度は、各小学校・中学校の「学校運営協議会制度」を活用し、外部評価の実施を推進し、地域の皆様との協働を通して、地域とともにある学校づくりに取り組んできました。</p> <p>今後は、年に3回程度開催される公開を前提とした、定例の会議について地域の皆様のさまざまな意見を取りあげながら、より熟議を深めていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
3 虐待やいじめ等のより迅速な発見に努めていきます。	「要保護児童対策地域協議会」を活用し、保育所（園）や学校等と情報交換を行いながら、虐待の早期発見に努めていきます。	社会福祉課
	<p>現在、学校においては児童虐待に対応する「児童虐待対応キーパーソン」が位置づけられており、対応の中核となる体制が整備されています。</p> <p>今後も関係機関と連携・協力して迅速な発見に努めていきます。</p> <p>また、いじめ問題に対しては道徳教育を中心に心の教育を行い予防に努めるとともに、生徒指導体制の充実を図り、早期発見、早期対応に努めます。</p>	学校教育課
	今後も関係機関、地域住民等と情報交換・連携を図りながら、今後も虐待やいじめ等の早期発見に努めていきます。	こども課
4 教育施設の充実に努めるため、国・県へ財政支援を要望するとともに、学校施設の老朽化対策や各学校からの要望及び改修が必要な箇所などの工事・修繕を実施します。	各学校から要望を聞き改修を実施し、教育施設の充実に努めています。今後も適切に対応するとともに、計画的に老朽化対策を実施していきます。	教育総務課

## 4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

### (1) 総合支援体制の整備

本市ではこれまで「放課後子ども総合プラン」や「ふれあい学校」、「わいわい塾」など、教育部門と福祉部門が連携した子ども・子育てに関する総合的な支援に取り組んできました。

今後も教育関連機関や福祉関連機関と連携を強化し、本市の豊かな自然と伝統的な文化・歴史に学びながら健やかに子どもが成長できるよう、市民・事業協力のもと、総合的な子育て・子育ての支援を推進していきます。

#### ①総合支援体制の整備

子育て支援関係の事業、学校教育関係の事業や生涯学習事業の子育てに関する事業を総合的に支援する体制の整備を進めます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 児童福祉、学校教育、保健の部門間および関係機関との情報交換と連携を強化し、支援体制の一層の充実を図ります。	今後も関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
	こども課、社会福祉課、保育所（園）、公私立幼稚園、児童相談所、県立盲学校、特別支援学校、小学校等随時対象者に関する必要な機関と連携を取りながら個別に支援を実施しています。 今後、更に連携を密にするとともに総合的な支援に努めていきます。	保健センター
	「要保護児童対策地域協議会」における実務者会議を毎月開催しており、関係機関間の情報交換や連携を行い、更なる支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
	支援の必要な障がい児のために各関係機関と連携し合い、状況に応じてケース会議を開催し支援体制の強化に努めています。 引き続き関係機関との連携を図り対応していきます。	障がい者福祉課
	今後も情報交換や連携ネットワークの強化に努めていきます。 また、要保護児童対策地域協議会への積極的な情報提供を各校に促します。	学校教育課
	市内には、歴史・民俗系の資料館が3館、自然系の資料館が1館、計4館の資料館があり、児童・生徒が社会科見学や「総合的な学習」の一環として利用しています。 また、引き続き、収蔵資料等を活用した企画展の開催や、学校と連携して児童・生徒を対象とした事業や講義を行なっていきます。	文化財保護課

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
2	<p>学校医を委嘱し、健康診断を実施することにより健康状態の確認を行い、健康に関する意識を高めてもらい、疾病等が発見された場合、早期の対応に努めています。</p>	保健給食課
3	<p>児童・生徒の体験や交流を小中学校と連携して行なう。 学校と地域の交流活動を推進していきます。</p>	生涯学習課
4	<p>小中学校に「総合学習文庫」「朝読セット」など、まとまった冊数の団体貸出や、学校司書教諭補助員の研修支援を行います。 児童館、公民館に司書が出向き、幼児・赤ちゃん向けに読み聞かせを行います。 また、ブックスタート事業として、保健センターの4か月健診に司書が出向き、絵本の引換券を配布、図書館で絵本の引き渡しを行います。</p>	図書館
5	<p>「放課後子ども総合プラン」として、学童保育室とふれあい学校の一体的な実施を目指します（一体的とは一体型または連携型を指します）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべての小学校の児童が学童保育室・学童クラブに入室できるよう対応していきます。</li> <li>2 令和6年度までに10か所での一体型の実施を目指します。</li> <li>3 全小学校で開設しているふれあい学校を、今後も継続していきます。</li> <li>4 共通プログラムの実施に向け、学童保育室とふれあい学校の指導員が密に連携できるよう努めていきます。</li> <li>5 共通プログラムの実施にあたり、放課後利用されていない学校施設の積極的な活用を図ります。</li> <li>6 教育委員会が主体となり、一体的な実施ができるよう努めていきます。</li> <li>7 学童保育室指導員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携を行いながら、特別な配慮を必要とする児童への対応に努めていきます。</li> <li>8 地域の実情に応じ、学童保育室の開所時間延長事業を実施することを目指します。</li> <li>9 各学童保育室・学童クラブがその役割をしっかりと認識し、さらに向上させていくことができるよう努めていきます。</li> <li>10 市のホームページや広報紙等を活用して、学童保育室・学童クラブにおける活動等の周知に努めていきます。</li> </ol>	学校教育課

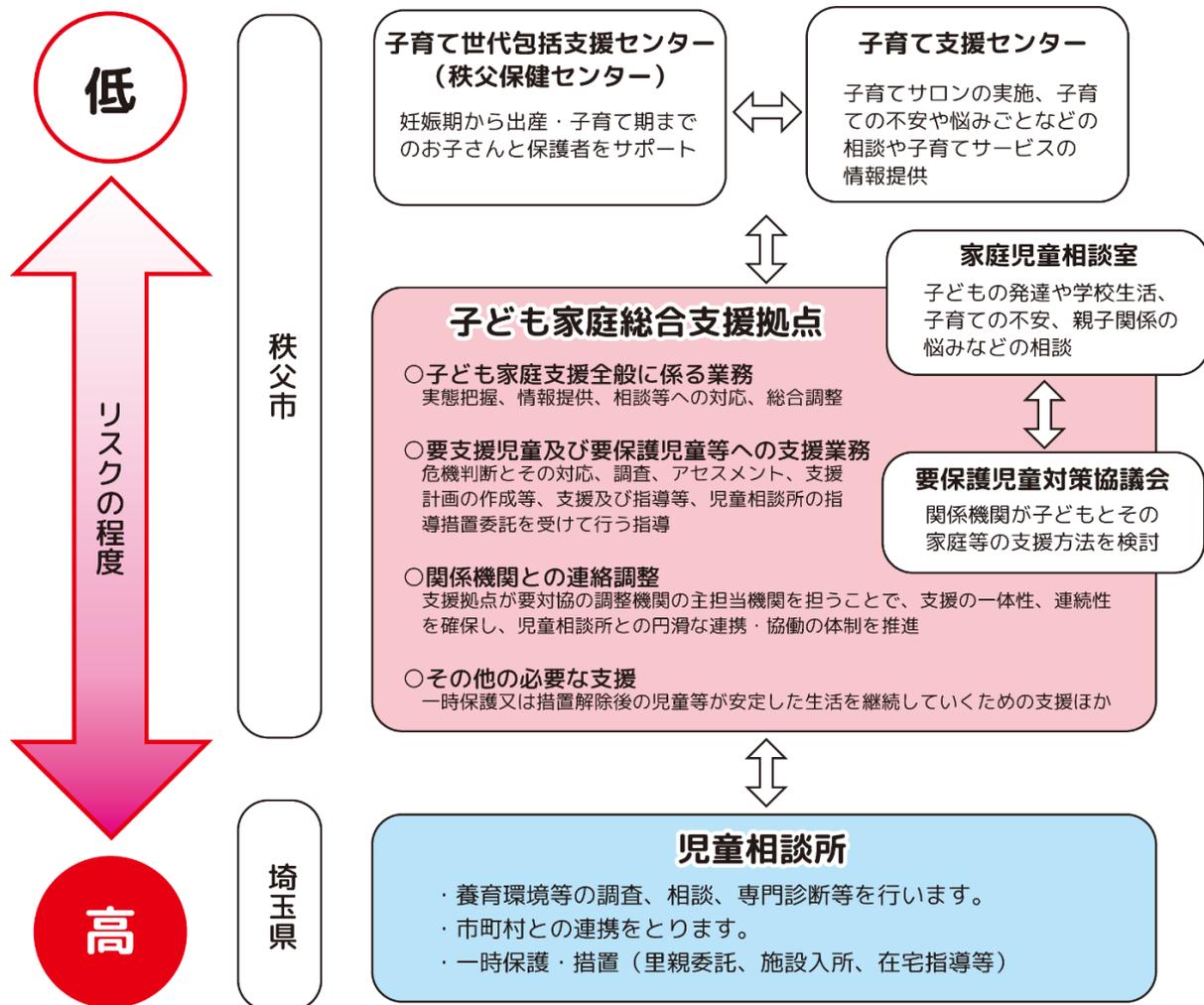
事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
6	<p>秩父図書館では、幼児向けのおはなし会（月2回）、絵本の読み聞かせ会（月2回）、赤ちゃん向けのおはなし会（月2回）、映画会（年3回）を行います。荒川図書館では、おはなし会（年2回）を行います。</p> <p>移動図書館車は、小中学校へ定期的に巡回します。</p> <p>また、司書とボランティアが学校へ出向いて、おはなし会やブックトークを行います。</p>	図書館
7	<p>市内にある4館の資料館の収蔵資料を活用した企画展の開催などを継続するとともに、学校教育などと連携した各種事業を推進します。</p> <p>市内には、歴史・民俗系の資料館が3館、自然系の資料館が1館、計4館の資料館があり、児童・生徒が社会科見学や「総合的な学習」の一環として利用しています。</p> <p>また、学校教育と連携して、児童・生徒の作品展示や伝承教室の開催、必要に応じて職員が学校を訪れての授業の実施など、各種事業を推進しています。</p> <p>今後も事業の推進を図っていきます。</p>	文化財保護課
8	『秩父市要保護児童対策地域協議会』を有効に活用し、各種の活動を充実させていきます。	社会福祉課
9	引き続き、関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
10	<p>「秩父市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の管理を行い、各関係機関や住民の意見を事業に反映させます。</p> <p>秩父市児童福祉審議会が進捗状況等を管理していきます。</p>	こども課
10	<p>児童館や子育て支援センターなどで地域の保護者からの育児相談にのるなど地域の子育て支援拠点としての役割を担っています。</p> <p>「地域子育て応援タウン」の認定を受けており、引き続き、子育て支援拠点の充実、拡充に努めます。</p>	こども課

## ②子ども家庭総合支援拠点の整備

子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 「子ども家庭総合支援拠点」の早期整備を図り、子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、妊娠期（胎児期）から社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援の充実・強化を図ります。	<p>要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関と連携・協力し、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦の支援を実施しています。</p> <p>また、子どもや子育てに関し、学校などの関係機関と連携して、家庭児童相談員による相談・支援を実施しています。</p> <p>今後は、「子ども家庭総合支援拠点」の早期整備に努め、子ども家庭支援全般の充実・強化に努めます。</p>	社会福祉課

### 子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）



## (2) 子育て支援のネットワークづくりと充実

社会情勢や生活様式の変化などによって子育てに関するニーズが多様化し、それらに対応した支援・サービスが求められます。「秩父市要保護児童対策地域協議会」など、関係機関との連携をいっそう強化し、子育てニーズに対するきめ細やかなサービスの提供と情報発信に努めていきます。

### ① 子育て支援センターの活動の充実

地域における相談・情報提供の拠点である「子育て支援センター」の活動の充実を図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	子育てに関するイベントの実施、育児相談、地域の子育て世帯の交流の場の提供を図っていきます。	子育て支援センターの活動については、市報やホームページ、子育てハンドブック等で普及、啓発活動をし、相談員の方には、積極的に研修会に参加してもらうなど、事業の充実を図っている。今後も、利用施設の普及啓発に努めていきます。	こども課

### ② 子育て支援のネットワークづくり

『秩父市要保護児童対策地域協議会』を有効に活用し、支援のネットワークの確立、強化を推進します。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	『秩父市要保護児童対策地域協議会』と連携を図るなど関係各課等との連携、支援体制の整備、強化を図っていきます。	引き続き、関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
2	『秩父市要保護児童対策地域協議会』の設置による関係機関間の情報交換や連携を進めます。 また、家庭児童相談員の研修等による充実した相談支援体制を継続します。	実務者会議を月1回開催し、情報交換を行っています。 さらに、家庭児童相談員2名による相談体制の充実を図り、育児不安を抱える親の支援に努めます。	社会福祉課

### ③子育て情報提供サービスの充実

父親・母親それぞれが子育て・子育てに関する確かな知識や技術を身につけるための情報提供サービスの充実を図ります。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 毎年の制度の更新に合わせた内容の周知、啓発活動に努めています。	子育てに関する情報の普及、啓発活動について、「子育てハンドブック」を作成したり、ホームページ等の活用により、継続的に実施しています。 今後も、より一層の内容の充実に努めていきます。	こども課
2 子育てに関する制度や施設の案内などの情報提供を行っています。	今後も子育てに関する確かな知識や情報提供を図っていきます。	こども課

### ④児童虐待防止対策等の充実

児童虐待の予防と早期発見等に努めるとともに、犯罪、いじめ、児童虐待等にあった子どもへの対応を推進します。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 『秩父市要保護児童対策地域協議会』における関係機関の連携協力体制の強化により児童虐待対策に努めます。 また、家庭児童相談員を中心とする子育て支援や主任児童委員、教育相談員との連絡協議会の開催も継続します。	中学校区ごとの実務者会議で小中学校間の情報交換を行い、情報共有することで、関係機関で役割分担をして家庭の支援を行い、虐待対策に努めています。 家庭児童相談員による連絡協議会も月1回開催し、情報共有し、虐待児童の早期発見に努めており、関係機関との連携を図っていきます。	社会福祉課
2 児童虐待に対する研修会を充実させ、関係機関が連携した予防策を推進します。	各関係機関において研修を推進するとともに、関係職員の資質の向上を図ります。	社会福祉課
3 小学校、中学校の不登校児の自宅訪問等を通じて、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	今後も、家庭児童相談員による相談や訪問により児童の現況の把握、養育支援に努めていきます。	社会福祉課
4 幼稚園、保育所（園）、認定こども園で子どもの体調・体の様子を細かく見守り、また乳幼児健診などの未受診者の家庭訪問を行うことにより、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	今後も、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	学校教育課
	今後も関係機関、地域住民等と情報交換、連携を図りながら対応していきます。	こども課
	健診未受診児には、保健師が電話・訪問等を行い児の発育発達や育児等生活状況の把握に努めています。必要に応じ、関係機関とも連携を図りながら、今後も継続して取り組みます。	保健センター

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
5	市報への年1回の記事掲載、啓発パンフレットの配布等、児童虐待防止のための広報、啓発活動を充実します。	11月の児童虐待防止推進月間にあわせて、市報に掲載し、児童虐待防止の啓発を行っており、継続して取り組んでいきます。	社会福祉課
6	「里親制度」に関する広報・啓発活動の一層の充実を図ります。	「里親入門講座」「里親制度」について年各1回の市報への掲載及びパンフレットの配布を行っています。 引き続き、啓発を図っていきます。	社会福祉課

## ⑤障がい児施策の充実

障がいのある子どもの子育てをしている親への相談・指導の充実など、特別に支援を要する児童のための諸施策の充実に努めていきます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	保育所（園）や学童保育室での障がい児の受け入れを推進していきます。	児童発達支援事業所との連携を図り、専門機関等との連携を図りながら、一緒に保育できるような体制づくりに今後も努めていきます。	障がい者福祉課 学校教育課
2	特別支援教育コーディネーターを核とした特別支援教育を推進します。	特別支援教育担当者研修会を充実させ、小中学校が連携した、特別支援教育の推進を今後も進めていきます。	学校教育課
3	秩父市障害児就学支援委員会や秩父特別支援学校を核とした地域教育支援専門家チーム運営委員会の充実を図ります。	秩父市障害児就学支援委員会や秩父特別支援学校を核とした地域教育支援専門家チーム運営委員会で専門的知識から対応を図っていきます。	学校教育課
4	特別支援教育研修会の充実を図ります。	秩父市障害児就学支援委員会や秩父特別支援学校を核とした地域教育支援専門家チーム運営委員会で充実を図ります。	学校教育課
5	秩父市障害児就学支援委員会の調査専門員会議での研修の充実を図ります。	引き続き、秩父特別支援学校と小中特別支援コーディネーターが一同に介した、秩父市障害児就学支援委員会の調査専門員会議において、情報提供を含め研修の充実を図っていきます。	学校教育課
6	心身障がい児通園事業等において、理学療法士や言語聴覚士などによる専門的なサービスを提供できる体制の整備を推進します。	児童発達支援事業所として星の子教室を運営し、職員と保護者に対して、理学療法士、音楽療法士、言語聴覚士、臨床発達心理士による助言、指導を行ってきました。 事業の民間移譲により、継続して充実したサービスを提供できるよう体制の整備を図っていきます。	障がい者福祉課

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
7	<p>心身障がい児通園事業をはじめ、保育所（園）・幼稚園、認定こども園など地域で子どもに直接接する福祉・保健・教育部門が連携を図ることにより、心身に障がいや発達の遅れ等のある幼児が就学前から就学後も一貫して相談できる体制の整備を推進します。</p> <p>平成 30 年度は 22 施設で計 44 回巡回相談を実施しています。 今後も関係機関との連携を図りながら支援の充実を図ります。</p> <p>発達につまづきのある子どもとその保護者への支援を通じ、その子どもが所属する保育所（園）・幼稚園からの相談に応じています。 また、必要に応じて支援者間の連絡調整を行っており、今後も就学前から就学後も一貫して相談できる体制の整備に努めていきます</p> <p>対象者の支援のために関係機関と積極的に連絡をとり、連携し合い支援体制の強化に努めていきます。</p> <p>引き続き対象者の支援のために関係機関との連携を図り、支援体制の強化に努めていきます。</p>	<p>障がい者福祉課</p> <p>保健センター</p> <p>こども課</p> <p>学校教育課</p>
8	<p>障がいや発達につまづき等のある保育を必要とする児童に、地域の友達と一緒に遊び多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、各種施設への受け入れを推進します</p> <p>今後も、関係機関との連携を図り、必要に応じて財政措置を図りながら推進していきます。</p>	<p>こども課 学校教育課</p>
9	<p>「ユニバーサルデザイン」の推進、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します</p> <p>今後も関係機関との連携を図りながら、今後も生活環境の整備を進めます。</p>	<p>障がい者福祉課</p>

### (3) 子どもにやさしい生活環境づくり

子どもが安全で安心して日常生活を送るには、居住環境や道路交通環境などハード面での整備とともに、近年問題視されているインターネットや携帯電話等での有害情報対策や、事故・犯罪等から子どもたちを守る取り組みといったソフト面での取り組みが大切です。

また、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」を取り入れ、誰もが安全で安心して利用できる公共施設、公共空間の創出をめざします。

#### ①良質な住宅の確保

公共賃貸住宅における子育て期、多子世帯等の優先入居制度を継続的に実施します。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 小学校就学前の子どものいる世帯について、入居申し込み時の収入基準の引き上げを継続します。	小学校就学前の子どものいる世帯については、入居申し込み時の収入基準の引き上げを実施しています。 今後も引き続き、子育て世帯等が入居しやすくなるよう検討していきます。	建築住宅課

#### ②良質な居住環境の確保

保育施設・学校施設や住宅のシックハウス対策等を一層推進します。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 保育施設・学校施設のシックハウス対策の一層の推進を図ります。	保育所（園）の改修・建設時に対応を図ります。	こども課
	建設時等において、使用資材及び設備について対応を行っています。	教育総務課
2 室内空気環境の安全性を確保するため、シックハウス対策の推進を建築士、設計者および施工者に働きかけます。	関係法令に基づいた、対策の周知を行っています。 今後も引き続き、対策の周知徹底を図り、公共建築工事においてもシックハウス対策建材を使用していきます。	建築住宅課
3 自動体外式除細動器（AED）を継続して配備し、子どもの安全を確保します。	今後も、保育所（園）・認定こども園・児童館への自動体外式除細動器（AED）の配備を推進していきます。	こども課
	今後も、幼稚園、小中学校への自動体外式除細動器（AED）の配備を推進していきます。また緊急時に適切な対応ができるよう、教職員を対象に、AED講習会を開催しています。	保健給食課

### ③安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備を推進します。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 交通量の増加が見込まれる箇所や通学路の重点箇所を中心に、関係者の協力を得ながら、継続して歩道および横断歩道の設置、交通信号機の設置、路面標示などの整備を推進します。	交通量の多い道路、特に通学路については、道路計画にあわせて歩道の整備を進めています。 今後も地元町会とも相談しながら整備を進めます。	道づくり課
	各町会からの要望の受付窓口となって、関係機関に対策を要請しています。 今後も、関係機関への要望を継続していきます。	市民生活課
2 交通事故防止および円滑な交通の確保を図るため、危険箇所や通学路等を中心に、関係機関と調整しながら路面標示等の整備を推進します。	地元町会からの要望や道路診断等に基づき、路面標示の必要性を検討し、緊急性等を加味しながら順次対応しています。 今後も適切に対応していきます。	道路維持課
3 幹線道路や生活道路の狭隘な個所は、通行の安全が確保できるよう整備します。	幹線道路及び生活道路で狭隘な個所は、地元町会とも調整を図りながら道路整備を進めています。 引き続き整備を進めます。	道づくり課
4 生活道路における通過車両の進入速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等のため、所轄警察署と協議を進めながら問題点の早期解消を図り、安全な道路環境を整備します。	地元町会の要望に対して、警察署等関係団体と協議して、対策を講じています。 今後も関係団体への要望を継続していきます。	市民生活課

### ④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的・体系的に実施するとともに、交通安全教育を実施する職員の指導力の向上と地域における民間の指導員の育成に努めます。	市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等において、子どもを対象にした交通安全教室を実施し、子ども達に交通安全の意識啓発を図っています。 また、保護者については新入学児童の一日入学等にて交通安全講話等実施しています。乳幼児を交通事故から守るチャイルドシートの正しい着用方法について、年1回、市報等で市民に周知するよう工夫を進めていきます。	市民生活課

## ⑤利便性の高い交通環境の整備

利便性の向上をめざして、県、地域の企業と協調して鉄道事業者へ整備要望を実施します。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	市行政と地域の企業が一体となって、県と協調しながら通学、通勤等の生活利便性の向上に向けて、西武鉄道と秩父鉄道へダイヤの検討や増発を要請していきます。	毎年利便性向上のため、県を通して鉄道事業者へ整備要望を実施しています。 今後も継続して行っていきます。	市民生活課

## ⑥安心して外出できる環境の整備

道路、公共建築物、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインと進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすい「安全で安心なまちづくり」に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	外出中に気軽に立ち寄れて、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、乳幼児を持つ家庭の子育てを支援していくとともに、備品の購入等を行い、設備の充実を図っています。	平成 22 年度に指定した「赤ちゃんの駅」について、今後も拡充を図っていきます。	こども課
2	中心市街地の道路のバリアフリー化に取り組みます。バリアフリー化にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき整備します。	中心市街地において、道路拡幅工事に合わせて歩道整備を進めています。 引き続き整備を進めます。	道づくり課
3	市道については、地元町会の要望に基づき、緊急性を検討した上で計画的に改善を図ります。	市道については、地元町会の要望に基づき現地確認を行い、緊急性を検討したうえで、随時対応しています。 今後も適切に対応していきます	道路維持課
4	新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して通行出来る歩行空間の創出を図ります。	「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して通行出来る道路整備を進めています。 引き続き整備を進めます。	道づくり課
5	公共の建築物について、妊産婦、乳幼児連れの人たちを視野に入れ、誰にとっても使いやすい「ユニバーサルデザイン」を推進していく中でバリアフリー化を推進します。	施設の整備については、バリアフリー化を図るよう進めています。 今後の施設整備については、所管課とも協議を行い、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、誰もが利用しやすい施設づくりとして、バリアフリー化を推進していきます。	建築住宅課

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
6	新たに整備を行う公共施設について、「バリアフリー法」・「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などの利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設の整備改善を計画的に推進していきます。	条例に基づいた施設整備と既存施設の所管課へ条例の周知及び改善について促しています。今後も、施設の新築・改築・改修を行う際は、協議を行い、条例の基準による施設整備を推進していきます。	建築住宅課
7	新たに整備する公園について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などに配慮した公園空間の創出を図ります。 既存の公園については、市民の要望をふまえながら改善の推進に努めます。	遊具点検を毎年実施し、安心・安全な公園を提供できるよう努めていくとともに老朽化した遊具の改修を進めます。	都市計画課
8	鉄道駅における手すり、スロープやエレベーターの設置等について、鉄道事業者の協力を得ながら促進を図ります。	バリアフリー法で規定された施設（利用者数3,000人以上/日）については、当市では西武秩父駅が該当します。 西武秩父駅については、エレベーター、スロープの設置などのバリアフリー化が完了しています。 他の駅についても、引き続き、必要に応じて整備要望を行っていきます。	市民生活課
9	バリアフリーマップに掲載している市内の施設、設備の数、アイコン数等を増やし、情報量を増加させます。	バリアフリーマップの充実に努め、今後も情報の収集と発信を継続します。	障がい者福祉課
10	通行の支障となる違法看板については、引き続きパトロールを行うとともに、設置者の理解促進を図り、解消に努めます。	通行の支障となる違法看板については、パトロールを行い、設置者の理解促進を図り、解消に努めています。 今後も推進を図っていきます。	都市計画課
11	放置自転車の取り扱いについて、警察と連携をとりながら、自転車の放置がされないよう引き続き対策を講じていきます。	放置自転車を発見した場合は、警察と連携をとりながら、即時、撤去しています。 今後も、新たな放置自転車が発生しないよう対策に努めていきます。	生活衛生課
12	「埼玉県福祉のまちづくり条例」を子育て支援にも配慮するためのものと認識し、子育てを支援する生活環境の整備に活かしていきます。	「埼玉県福祉のまちづくり条例」を考慮し、今後も子育て支援に配慮した施設の整備が行われるよう働きかけていきます。	こども課

## ⑦安全・安心まちづくりの推進

「安全で安心なまちづくり」のため、交通事故防止および防犯目的での道路照明灯、夜間照明灯の設置を推進します。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	夜間の交通事故防止および円滑な交通の確保を図るため、道路照明灯の設置を推進します。	地元町会の申請に基づき、道路照明が必要か検討し設置をしています。引き続き、設置について適切に対応していきます。	道路維持課
2	夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止するため、夜間照明灯の設置を推進します。	新規でLED防犯灯を約40基ずつ設置しています。令和元年度以降も引き続きLED防犯灯を設置していく予定です。 併せて、今後増加すると予想される撤去・新設について、どのように対応するか検討していきます。	危機管理課

## ⑧子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちを非行や犯罪などから守るための活動を推進し、環境の整備を図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	子どもの安全を確保するため、「子ども110番の家」の設置や「学校だより」による啓発活動など被害を未然に防ぐ対策を実施します。	教育委員会や各学校からの通知等をと おして、保護者や学校応援団、地域の方、 関係機関に対して協力を依頼するなど、対 策を実施しています。 引き続き啓発運動を推進していきます。	教育総務課
2	「防犯講習」の実施及び「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動への支援を継続します。	各学校において、防犯教室を実施すると ともに、「子ども110番の家」の設置協 力依頼を行うなど、今後も協力要請を継続 していきます。	学校教育課 教育総務課
3	通学路等の安全対策を引き続き継続的に展開します。	スクールガードリーダーを中心に学校 応援団の方々による見守り活動、通学路点 検等を行っています。 また、下校時刻に合わせて、「見守り放 送」を市内に放送し、地域の方々へ見守り 協力を引き続きお願いしていきます。	教育研究所
4	学校付近や通学路等における、安全点検やPTA等の関係者や地域ボランティアと連携してのパトロール活動の推進に努めます。	学校職員や保護者、学校応援団等、学校 付近や通学路で定期的にパトロールや安 全点検を行っています。また、秩父市の「安 心・安全メール」、小中学校保護者向けの 「すぐメール」を活用し、不審者情報等の 情報共有もしています。今後も、学校で作 成している「安全安心マップ」も活用し、 関係機関と連携・協力していきます。	教育研究所

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
5	警察署の職員に協力を仰ぎ、保育所に不審者が侵入してきたことを想定した内容で不審者対応訓練を実施しています。	今後も保育所で継続して「防犯教室」を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせるようさまざまな施策に取り組み安全対策を図っていきます。	こども課
6	子どもたち自らが学校内外におけるさまざまな危機に対処できるよう、キャッシュカードなどの消費行動、携帯メールなどの情報行動に万全な注意を払うなど現在生活の基本を理解させるとともに、安全な行動をできるように地域ぐるみで安全教育の充実に努めます。	学級活動や情報セキュリティ研修会などを通じて、現代生活の基本を理解させるとともに、安全教育の充実に努めています。	学校教育課
		消費生活相談の実施、出前講座等を通じて子ども向けの秩父市オリジナルリーフレットなど消費者教育用教材等の配布、関係部署との連携により子どもに対する消費者教育の充実に努めています。	市民生活課
7	青少年健全育成に積極的に取り組んでいる団体に対する支援を行うとともに、多様な青少年事業を展開し、青少年健全育成における一層の推進を図ります。	青少年育成秩父市民会議加盟団体を中心に、非行防止パトロールやあいさつ運動を実施しています。 今後も継続した活動を通じて青少年の健全育成に努めます。	生涯学習課

### ⑨児童の健全育成事業の充実

放課後児童健全育成事業の対象にならない児童の健全な「居場所」をつくり、体験活動や交流活動を支援していきます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	「秩父市ふれあい学校条例」に基づき、放課後等に児童が安心して活動できる場の確保を図るとともに、学習・遊び等さまざまな体験活動や交流を支援します。	現在、全小学校において、ふれあい学校を開設しています。 今後ふれあい学校と学童保育室の共通プログラムを実施し、すべての児童が安全で安心な放課後が過ごせるようにしていきます。	学校教育課

## ⑩子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

子どもたちを取り巻いているさまざまな有害な環境への対策・対応を進めます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	喫煙や薬物等に関する防止教育として、学校や地域と連携し「薬物乱用防止教室」に取り組みます。	今後も学校や地域と連携し、アルコール・たばこ・薬物乱用防止等の啓発に努めていきます。	保健センター
		薬物乱用防止などの所属課である保健給食課と連携を図り、今後も継続して開催を推進していきます。	学校教育課 保健給食課
2	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を行います。性の悩み等、個別の教育相談的にも対応します。	性教育に関する正しい知識の普及のため、学校全体で共通理解を図りながら、教育活動全体で行っています。 また、特別に医師を招いての保健講話や養護教諭からの指導も発達段階に応じて行っていきます。 養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談も行い、性に関する悩み等にも寄り添います。	教育研究所
3	インターネットの適正利用と有害図書に対する適正な対応を促進します。	インターネットの教育利用に関するガイドラインを策定し、適正利用と情報モラルの向上を図っています。今後も、関係各課等と連携を図りながら、適正な対応を促進していきます。 インターネットの適正利用については、県と共同で啓発活動を行っています。有害図書については、取扱店舗の訪問など県が行う活動との連携を図っていきます。	学校教育課
4	学校や地域と連携した、アルコール・たばこ・薬物乱用防止等の啓発。	薬物乱用防止などの保健衛生教育の所属課である保健給食課や保健学習の担当課である教育研究所と連携を図り、今後も継続して啓発に努めます。	保健給食課 教育研究所 学校教育課

## (4) 地域保健医療の連携と促進

思春期は子どもが大人へ成長する大切な時期であり、生命を尊重し、心と身体に関する正しい知識を理解するとともに、心の安定が大切です。地域や関係機関と連携した思春期保健対策を推進していきます。

小児医療は、母親が安心して子どもを産み、子どもを健やかに育てることができる環境の整備基盤の1つとなるものです。秩父市立病院における常勤医師の確保や、理学療法士、作業療法士におけるリハビリテーションの充実など、きめ細やかな小児医療体制の整備を進めます。

### ① 思春期保健対策の充実

「健康教育」の充実を図り、自ら健康管理ができるよう図るとともに生命の尊さを伝えます。また、子どもの健康についての相談の体制の充実に努めます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園や学校等、地域、家庭における「健康教育」の充実を図り、自分の身体について正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように努めます。	幼稚園、保育所（園）等からの依頼に応じて、子育てや乳幼児期の保健にかかわる講話等を実施し、自ら健康管理ができるよう健康教育の充実を図っていきます。	保健センター
	今後も保育所（園）の保育課程に位置づけ、健康教育の充実に取り組んでいきます。	こども課
2 養護教諭が児童生徒からの保健や健康に関する相談を行います。	養護教諭による保健室経営において、児童生徒の保健・健康相談の充実を図っていきます。	保健給食課
3 相談業務に従事する専門職の確保および資質の向上を図り、子どもの健康についての相談体制の充実に努めます。	電話相談、面接に随時対応しています。また、フレンドリーや秩父保健所と連携を取りながら相談支援を実施しています。専門職員は各種研修会に出席し、知識・資質等の向上を目指しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
4 職員の資質の向上を目的に各種研修会等に参加しています。	今後も研修会等への積極的な参加により、子育て支援相談員の資質の向上を図っていきます。	こども課
5 幼稚園・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、生命の尊さを十分伝えることのできる地域づくり	今後も幼稚園・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、道徳教育の充実、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を活用し、生命の尊さを十分伝えることのできる地域づくりに努めていきます。	学校教育課
6 日々の保育や行事を通して命の尊さについて伝えています。	今後も保育所（園）、認定こども園、地域社会が連携・協働しながら、生命の尊さを十分に伝える地域づくりに努めていきます。	こども課

## ②小児医療の充実

地域の医師会や各小児科医師などと連携を図りながら、外来診療、入院治療など小児医療の充実を図ります。また、きめ細やかなリハビリテーションの提供に努めていきます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 常勤医師を確保して入院治療を充実させるとともに、地域の小児科医師や埼玉県小児医療センターと連携を図りながら専門性の高い休日・夜間救急対応を行っていきます。	小児科常勤医師2名体制を維持し、少数ながら入院治療を受け入れています。今後も常勤医師の確保に努めます。	市立病院
	市立病院と連携して医師の確保に努めていきます。	地域医療対策課
2 秩父郡市医師会と連携し、平日夜間の小児初期救急医療体制の充実に努めます。	市立病院では毎週火・木・金曜日を担当しています。担当日はすべて小児科医師が対応しており、今後もこの体制を維持していきます。	市立病院
	秩父郡市医師会と連携し平日夜間小児初期救急の維持に努めていきます。また、市報、HP、リーフレットを使って保護者の適切な受診行動への啓発や医療情報の提供を行っていきます。	地域医療対策課
3 理学療法士5名と作業療法士2名の職員体制を維持し、きめ細やかなリハビリテーションの実施に努め、障がい児リハビリテーションへの対応を充実させていきます。	平成28年度から理学療法士を5名に増やし、小児科医師の指示に基づいて障がい児リハビリテーションにも対応しており、今後もこの体制を維持していきます。	市立病院
4 職員体制の整備と関係機関と一層の連携を図ることにより、各専門外来の診療日数の増加に努めていきます。	心臓疾患、小児神経、内分泌疾患及びアレルギーの専門外来に加えて、平成29年度からこどもの心専門外来を開始しました。今後も専門外来の診療日数の確保に努めていきます。	市立病院
5 小児科医師の育成を図るため、『秩父市医学生等奨学金』、『秩父市武山育英資金』、『秩父市高山奨学資金』および『秩父市奨学資金』などの奨学制度等について継続的に実施します。	『秩父市医学生奨学金』制度を利用した医師が市立病院で働いてもらえるよう継続して連絡調整に努めます。	地域医療対策課
	利用しやすい奨学金制度へ改善するため、申請書類の見直しを行いました。今後は制度周知の方法を再検討し、複雑な申請手続きを敬遠していた生徒・保護者からの申請を促していきます。	教育総務課

## 5 子育てに配慮した労働環境の整備

### (1) 仕事と子育ての両立

子育ては男女がともに参画し、それぞれの役割に応じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に取り組んでいくことが大切です。

男性の育児参加の啓発や体験機会の提供、父親同士の交流の場の提供など、父親の積極的な子育て参加を促す取り組みを進めます。また、事業者に対して、就労環境や就業体制の柔軟な対応を働きかけ、快適な就労生活と家庭生活を送れる環境づくりを推進していきます。

#### ①男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等

男性も含めた「働き方」の見直しと男性の子育て参加などを促進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 国や県、秩父郡4町と連携し、「働き方改革」を推進する中で「ワークライフバランス」等についての広報啓発も積極的に推進し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を行い、男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現を目指します。	国や県、秩父郡4町と連携し、「お祭り（夏・冬）」の際に休暇を取って家族と触れ合う時間を作る、休暇取得の促進を図った。 今後も関係機関と連携を強化し、広報啓発活動に努めます。	商工課
	保護者の多様な就労状況に伴い、関係各課等と連携を図りながら、適切に対応していきます。	こども課
2 母親、父親のどちらかだけが負担を強いられたりすることがなく、「子どもを育てたい、育ててよかった」と思える、子育ての喜びが実感できるような環境づくりをめざします。そのため、男性の育児参加を促進します。	男女共同参画学習会において、性別役割分担意識の解消や男性の子育てへの参加促進を目的に、父子による料理体験等の講座を開催しています。 今後も、男性を対象にした講座を開催し、育児参加を推進していきます。	市民生活課
	3 父親も積極的に育児参加ができるよう健康教育を充実させ、両親で子育てをしていけるような環境整備を図るとともに、父親の育児に対する意識の向上に努めます。	引き続き、男性の育児参加を推進していきます。
夫婦での参加が可能となるよう、マタニティ教室を日曜日にも実施し、父親の育児参加の機会を提供しています。 引き続き、父親の育児参加に対する意識向上にむけて健康教育の充実を図ります。		保健センター

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
4	<p>講演会やセミナーの開催および市報への情報コーナーの掲載等により男女共同参画の理念の普及・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。</p> <p>男女共同参画の意識を高めるため、男女が共に考える課題をテーマに講演等を開催し、市報においても男女共同参画情報コーナー「あべにーる」において、様々な情報提供や問題提起をしています。</p> <p>また、埼玉県的女性キャリアセンターによるセミナーを開催し、再就職を希望する女性の社会復帰の促進を図っています。</p> <p>今後も、男女共同参画社会への意識を高めるため、様々な情報提供や問題提起を行うとともに、女性の社会進出を応援するセミナー等も引き続き開催していきます。</p>	市民生活課

## ②仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立、ひいては仕事と生活の調和の実現（「ワーク・ライフ・バランス」）を進めるよう図ります。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	<p>これまで行ってきた、国や県、秩父郡4町との連携を継続、強化し、今後も企業への啓発活動を継続します。</p> <p>国や県、秩父郡4町と連携し、厚生労働省が「子育てサポート企業」であることを認定する「くるみん認定企業」などの認定制度を、広く企業に周知し、「子育て応援支援制度が充実した企業」が増えることにより、採用された労働者が、長く勤めることのできる企業の育成に力を入れます。</p>	商工課
2	<p>事業所内保育所の把握並びに運営支援により、職場の近くで保育できる環境づくりを支援していきます。</p> <p>企業内保育室の整備など、仕事と子育てを両立できる環境の整備の促進に努めます。</p>	こども課
3	<p>「ジョブプラザちちぶ」については、国（ハローワーク秩父）と強固に連携し、国と秩父市との一体的実施事業として「子育て世代」への就労支援についても力を入れ、就職希望者への支援を行っています。</p> <p>国（ハローワーク秩父）と連携し、その後再就職を希望する保護者のために、再就職支援を行います。</p> <p>今後も、密に連携を図りながら、支援を継続します。</p>	商工課

## (2) 子育て支援サービスの充実

働く男女が安心して仕事と子育てを両立できる環境を確保し、多様な就労形態やライフスタイルに応じた保育サービスの提供をめざします。

特に病児・病後児を預かる保育体制や延長保育、一時預かり保育など、就学前に必要な保育サービスや、就学後の放課後に保育が必要な学童保育室・学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を充実させ、サービスが必要な家庭すべてにいきわたる体制づくりを進めます。

### ①病児・病後児保育体制の整備

病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	仕事と子育てを両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。	地域の実情を考慮し、利用ニーズを把握しながら、事業実施について検討していきます。	こども課

### ②一時保育の充実

一時保育事業の実施を定員等の見直しを行いながら継続し事業の周知に努めるとともに、事業実施施設を増やしていくよう普及活動を行います。

	事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	市立花の木保育所における「一時保育」事業の実施を継続し、保護者が子育てから離れてリフレッシュできる機会を提供していきます。	平成 17 年度から、花の木保育所において一時保育を実施しています。 今後も継続して実施していきます。	こども課
2	上記一時保育事業の利用促進のため、事業の周知活動に努めるとともに、「一時保育事業無料利用券」の配付を継続します。	出生時こども医療費等の登録申請時に、こども課において「一時保育無料券」を配布し、事業の周知を図ります。	こども課
3	今後も一時保育事業実施施設を増やしていくよう、一層の普及活動に努めます。	利用状況等を考慮しながら、実施施設の確保体制について検討していきます。	こども課

### ③短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実

短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実を図っていきます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 保護者が疾病、就労その他の身体上、精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合および保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合における必要な保護事業について、充実を図っていきます。	引き続き、対応についての検討を進めていきます。	こども課
	障がい児の日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息の支援のため日中一時支援サービスを行ないます。 障がい児を自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等の短期入所（ショートステイ）・生活サポートのサービスを行ないます。	障がい者福祉課

### ④保育サービスの充実

認可保育所（園）を中核とした保育サービスの質と量の充実に努めます。

事業内容	これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1 月曜日から土曜日まで、午前7時から午後7時までの12時間、市立花の木保育所を今後も継続して開所します。	平成17年度から、花の木保育所において実施しています。 なお、平成19年度からは、永田保育所において土曜日の11時間保育を実施するなど保育サービスの充実を図っています。 引き続き、保育サービスの充実に努めていきます。	こども課
2 利用者の希望状況により民間保育所（園）において12時間保育等延長保育を行う場合は、引き続き必要な支援を行っていきます。	延長保育を実施している民間保育所（園）に対し、補助金を交付しています。 今後も、財政事情等を考慮しながら、公平な支援が行えるよう検討していきます。	こども課
3 保育所（園）における休日保育および夜間保育について、市民の需要動向を引き続き調査しながら検討していきます。	ニーズを把握しながら、制度について研究し、実施への検討を進めていきます。	こども課
4 保育所（園）における低年齢児の受け入れ体制を整備し、受け入れ月齢の引き下げ、受け入れ人数の拡大など低年齢児保育の拡充を推進します。	ニーズを把握しながら、対応を検討していきます。	こども課
5 階級別に必要な知識や資質の向上に寄与する研修に参加しています。	今後も保育士を対象とした研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めていきます。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
6	公立保育所と公立幼稚園における保育士と教諭の人事交流を、継続して実施していきます。	引き続き、人事交流を継続し、教育・保育の質の向上を図っていきます。	こども課 学校教育課
		これまで実施してきた保育士と教諭の人事交流を今後も継続します。	人事課
7	地域の方々に協力を仰ぎ、さまざまな体験ができる教室、行事を実施しています。	今後も地域の方の指導・協力により、多様な経験をすることができる活動を取り入れていく。 この事業を保育所の保育課程に位置づけ、引き続き実施をしていきます。	こども課
8	出産休暇または育児休業明けにおける保育所への入所が円滑に行えるよう、保育所入所予約について検討していきます。	ニーズを把握しながら、検討を進めていきます。	こども課
9	老朽化している保育所（園）の改修等について検討していきます。	引き続き、必要性和財政事情を考慮しながら検討していきます。	こども課

### ⑤放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）の充実

すべての小学校区への1つ以上の学童保育室・学童クラブの整備や、すべての学童保育室・学童クラブですべての学年の小学生を受け入れる体制の整備、障がい児の受け入れの推進、学童保育室とふれあい学校の一体的な実施を目指すなど、「放課後児童健全育成事業」の充実に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
1	すべての小学校区に1つ以上（交通機関の利用による方法も含む）の学童保育室・学童クラブを整備します。	公立14、私立6、計20の学童保育室・学童クラブが運営されており、今後も同様に整備していきます。 久那小・荒川西小学校の児童についても、学童保育室・学童クラブに通えるよう対応しています。	学校教育課
2	すべての学童保育室・学童クラブにおいてすべての学年の小学生を受け入れる体制の整備に努めます。	現在、運営しているすべての学童保育室・学童クラブにおいて小学校6年生まで受け入れています。今後も同様に継続していきます。	学校教育課
3	すべての公立学童保育室について、月曜日から金曜日は放課後から午後6時45分まで、土曜日、開校記念日、春、夏、冬休み等の学校休業日は午前7時45分から午後6時45分までの開所時間を、今後も継続します。	現在も継続できております。今後も同様に運営していきます。	学校教育課
4	学童保育室・学童クラブでは、厚生労働省令の「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」及び「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を基に運営を行います。	すべての学童保育室・学童クラブにおいて、運営基準による点検を、毎年度行い、改善すべき点について確認を行っています。今後も、この基準を基に運営を行います。	学校教育課

事業内容		これまでの取り組みと今後の方針	担当部署
5	学童保育室・学童クラブにおける運動および文化活動等を通じ、健康で豊かな児童の育成に努めます。	<p>学童保育室・学童クラブでは、異年齢児童間のかかわりを大切にしながら、集団遊びなどを行っています。</p> <p>今後も、お年寄りとの交流や、地域の実態に応じ、季節にあった行事を実施しながら、健康な児童の育成に努めていきます。</p>	学校教育課

# 第6章 子ども・子育て支援法に係る 量の見込みと提供体制、確保の方策

## 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

### ■必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

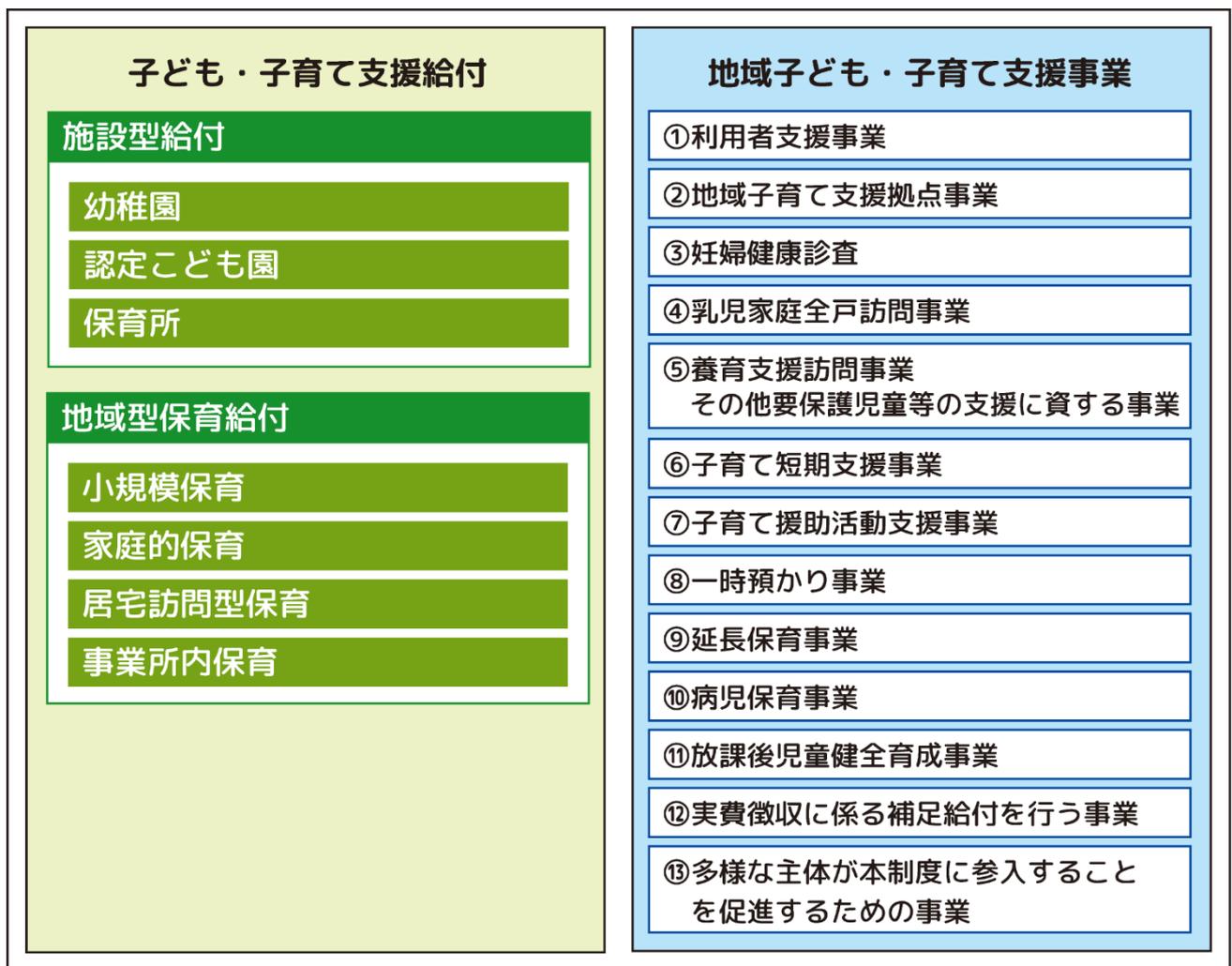
### ■任意記載事項

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

## 2 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業計画の推進方策

平成 27 年 4 月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。



子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

## ①施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育所等の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います（法定代理受領）。

施設名	対象
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設で、満3歳から就学前の子どもが対象。
保育所（園）	就労等のため家庭で保育できない保護者によって保育する施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

## ②地域型保育給付

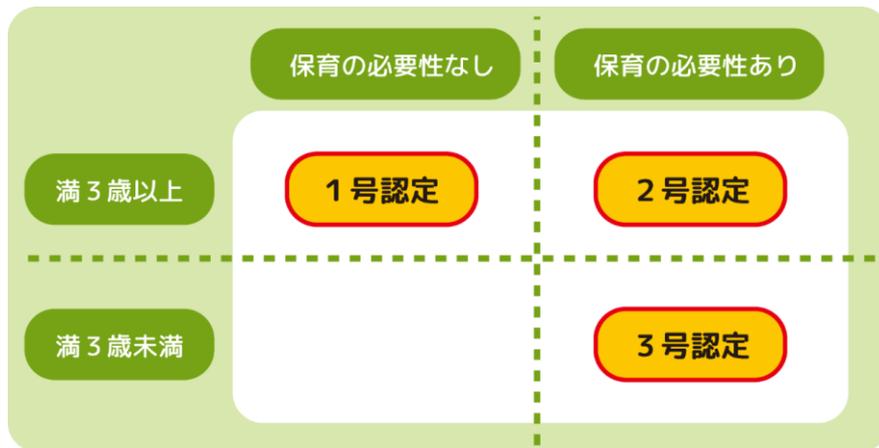
地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。定員19人以下の少人数の単位で、待機児童が多い0～2歳の子どもを預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

### ③教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。



認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

### 3 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、市全体で1区域として設定しました。

- ①教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている。
- ②計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ③利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1区域（市全域）	認定こども園	幼稚園	保育所（園）
	7園	2園	11所

### 4 計画の推進方策

#### (1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み (a)	400	920	155	510	350	900	153	507	300	890	152	505
確保方策合計 (b)	787	902	140	475	717	902	140	475	717	902	140	475
認定こども園	612	445	52	215	612	445	52	215	612	445	52	215
保育所（園）	-	457	86	254	-	457	86	254	-	457	86	254
幼稚園	175	-	-	-	105	-	-	-	105	-	-	-
特定地域型保育事業	-	0	2	6	-	0	2	6	-	0	2	6
上記以外	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
差引 (c=b-a)*	387	▲18	▲15	▲35	367	2	▲13	▲32	417	12	▲12	▲30

※▲は不足数を表します。

	令和5年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み (a)	270	890	150	502	250	880	149	500
確保方策合計 (b)	717	902	140	475	717	902	140	475
認定こども園	612	445	52	215	612	445	52	215
保育所（園）	-	457	86	254	-	457	86	254
幼稚園	105	-	-	-	105	-	-	-
特定地域型保育事業	-	0	2	6	-	0	2	6
上記以外	-	0	0	0	-	0	0	0
差引 (c=b-a)*	447	12	▲10	▲27	467	22	▲9	▲25

※▲は不足数を表します。

#### 【量の見込みと確保方策】

年々出生率が下がっていく傾向にあり、全体の量は微減しているが、保育ニーズは高まっています。そのため、教育認定の見込みが保育認定のそれと比べると減少率が高くなっています。

確保方策については、保育ニーズ児の微減に伴い、待機児童が解消されると見込んでいます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

### ①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2

#### 【量の見込みと確保方策】

平成29年度に母子保健型を秩父保健センター内に、令和元年度に基本型を秩父市子育て支援センター内に開設。今後も各所の特色を生かしつつ、連携しながら実施していきます。

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策	か所	7	7	7	7	7

※人回：1年間における延べ利用回数

#### 【量の見込みと確保方策】

本市では、現在、市内7か所の地域子育て支援拠点があり、各拠点がそれぞれ事業を進めています。今後も、家庭での子育ての孤立化や不安感の解消のための事業を行っていきます。

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	355	350	345	345	340
確保方策	人	355	350	345	345	340

#### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、実績値を踏まえ人口推計を参考に設定しました。

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券の利用方法について説明し受診勧奨をするとともに、保健師による面接を全員に実施し妊娠期からの関わりによる早期からの対応を実施しています。

さらに、経済的負担の軽減及び母子の健康増進に寄与していくよう事業の推進に努めます。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	355	350	345	345	340
確保方策	人	355	350	345	345	340

#### 【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、実績値を踏まえ人口推計を参考に設定しました。

母子健康手帳交付時に情報提供し、全出生児と母親に訪問する事業として定着が図れています。長期に里帰り出産する方等がいるため期間内に家庭訪問で母子の状態が把握できない場合も若干ありますが、面接等を実施し児の発育発達、育児状況を全数把握しています。

今後も事業を継続して実施し適切な支援ができるよう努めていきます。

### ⑤-1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	150	150	150	150	150
確保方策	人	150	150	150	150	150

#### 【量の見込みと確保方策】

妊娠期からの早期支援や、乳児家庭全戸訪問実施事業により全数把握していることが早期支援につながり実績値が増加したため、前回より量の見込み量、確保方策を増やし設定しました。

支援を必要とする妊産婦を把握し、関係機関と連携しながら訪問等により必要な支援に結びつけ、生活の安定を目指し取り組んでいます。今後も支援が必要な妊産婦へ早期に対応ができるよう支援体制の構築に努めます。

### ⑤-2 その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策	か所	1	1	1	1	1

#### 【量の見込みと確保方策】

近年の要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への対象者数を鑑み、量の見込み人数とし、確保方策についても、過去のデータ等をもとに推計数として検討しました。

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用人数

### 【量の見込みと確保方策】

本市においては当該事業のニーズはないと見込んでいます。

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	30	30	30	30	30
確保方策	人日	30	30	30	30	30

※人日：1年間における延べ利用日数

### 【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後も、引き続き事業を行っていきます。

## ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ●一時預かり（幼稚園在園児）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	人日	500	480	470	465	460
	2号認定	人日	31,000	30,000	30,000	30,000	30,000
確保方策		人日	31,500	30,480	30,470	30,465	30,460

※人日：1年間における延べ利用日数

### ●一時預かり（幼稚園在園児以外）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	550	550	550	550	550
確保方策	一時預かり事業	人日	500	500	500	500	500
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	50	50	50	50	50
	子育て短期支援（トワイライト）	人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

#### 【量の見込みと確保方策】

幼稚園在園児、在園児以外、共に現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。

今後も、引き続き事業を継続していきます。

## ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所（園）等の保育を実施する事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	150	148	145	140	138
確保方策	人	150	148	145	140	138

#### 【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。今後、延長保育可能な施設を増やす等、保護者のニーズに合わせた事業を行っていきます。

## ⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	100	100	100	100	100
確保 方策	病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	100	100	100	100	100

※人日：1年間における延べ利用日数

### 【量の見込みと確保方策】

調査等により一定程度のニーズはあるが、病児保育事業の開設については様々な調整が必要となるため、当面の間は子育て援助活動支援事業により対応していきます。

## ⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	820	820	800	790	780
確保方策	人	820	820	800	790	780

### 【量の見込みと確保方策】

現在の利用状況を鑑み、量の見込みを設定しました。量の見込みを確保するよう学童保育室・学童クラブを整備していきます。

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

### **(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容**

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

#### **① 認定こども園の普及に係る基本的考え方**

現在、市内に開園している子ども・子育て新制度未移行の幼稚園はなく、全て認定こども園に移行しています。今後は、住民の認定こども園に対する理解がより一層深まるよう啓発していきます。

#### **② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項**

幼稚園教諭と保育士のお互いの理解を深めるよう、研修に対する支援を行っていきます。

また、市としても合同研修を開催する等、幼稚園教諭・保育士双方の資質向上を計っていきます。

#### **③ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策**

幼稚園教諭、保育士、子育て支援員等に対する研修支援等、必要な施策を講じ、資質を高めることにより、さらにレベルアップした事業が展開できると考えます。

また、必要な情報を必要な人にスピーディーに届けることができるよう体制を整えていきます。

### **(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保**

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の施設等と協働し適切な給付を実施します。

## **(5) その他の事項**

### **①産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

産後休業および育児休業明けの低年齢児の利用希望が増加しています。利用を希望する保護者に、利用可能施設を円滑に案内することができるよう体制を整えていきます。

### **②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携**

埼玉県が行う各種施策について、本市の実情と照らし合わせ、必要に応じて連携を取りながら実施していきます。

### **③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

商工担当課と連携し、企業に対して呼び掛けを行う等、より両立が図られる施策を行っていきます。

# 第7章 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、秩父市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。本計画の推進体制と進捗管理は以下のとおりです。

## 1 計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、公募市民、学識経験者等から構成される「秩父市児童福祉審議会」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。

## 2 計画の進捗管理

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「秩父市児童福祉審議会」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう広報やホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

## 1 秩父市児童福祉審議会の開催経過

開催日等		内容
第1回	令和元年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> </ul>
第2回	令和元年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果について</li> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画の区域設定について</li> <li>・秩父市子どもの生活に関するアンケート調査結果について</li> </ul>
第3回	令和元年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと供給体制の確保について</li> </ul>
第4回	令和元年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
第5回	令和2年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画』パブリックコメントの結果及び計画案について</li> </ul>

## 2 秩父市児童福祉審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 148 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、秩父市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 25 条例 32・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
  - (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- 2 審議会は、次に掲げる事項について、関係行政機関に意見を述べることができる。
- (1) 児童福祉施設の運営に関する事項
  - (2) 児童育成の計画的な推進に関する事項
  - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
  - (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事項

(平 25 条例 32・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
  - (2) 教育関係者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 公募による市民
  - (5) その他市長が必要と認めた者
- 3 審議会は、必要に応じ、委員による専門部会を設置することができる。

(平 25 条例 32・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平26条例39・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月17日条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 3 秩父市児童福祉審議会委員名簿

(敬称略)

番号	所属	役職	氏名	備考
1	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課主査	林 恵子	
2	私立保育園代表	風の森保育園長	中原 典子	
3	公立保育所代表	日野田保育所長	小泉 雅美	
4	秩父市保健センター	所長	赤岩 睦子	
5	秩父市民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員 (第一地区民児協会長)	濱中 啓一	会長
6	秩父市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員 (荒川地区民児協主任児童委員)	磯田 朝子	
7	認定こども園代表	学校法人愛恒学園理事長 (認定こども園秩父さくら幼稚園)	関根 恒孝	副会長
8	私立幼稚園代表	学校法人緑ガ丘学園理事長 (秩父緑ガ丘幼稚園)	籠島 建	
9	公立幼稚園代表	荒川幼稚園教諭	長島 智美	
10	学童保育室代表	学校法人弘道学園理事長 (学童・寺子屋十三番)	柴原 真紀	
11	私立幼稚園・保育園・認定こども園保護者代表	かみたのこども園保護者代表	大嶋 麻紀	
12	私立幼稚園・保育園・認定こども園保護者代表	くわの実保育園保護者代表	児玉 僚子	
13	公立幼稚園・保育所保護者代表	荒川幼稚園PTA会長	加藤 晴美	
14	一般公募		猪俣 治美	



## 第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 秩父市

編集 秩父市福祉部こども課

住所 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL 0494-22-2211 (代表)

URL <http://www.city.chichibu.lg.jp>







秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん